7 要介護・要支援者へのサービスについて

居宅サービス	
居宅介護支援 (P72)	介護支援専門員が介護サービス計画作成や連絡調整を行います。
訪問介護 (P74)	居宅で訪問介護員による入浴、排泄等の介護や世話を行います。
訪問入浴介護 (P75)	入浴車等による居宅での入浴の介護を行います。
訪問看護 (P76)	居宅で看護師等が療養上の世話と診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション (P77)	居宅で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 (P78)	病院、診療所、薬局の医師、薬剤師等が療養上の管理と指導を行います。
福祉用具貸与 (P80)	日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与を行います。
特定福祉用具販売 (P82)	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴・排泄用具の購入費を支給します。
住宅改修 (P84)	手すりの取り付け等小規模な住宅改修費用を支給します。
通所介護 (P86)	定員19名以上の通所介護事業所に通う者に、入浴、排泄等の介護や世話等を行います。
通所リハビリテーション (P88)	介護老人保健施設等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
短期入所生活介護 (P90)	老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等へ短期入所させ、介護や日常生活上の世話等を行います。
短期入所療養介護 (P92)	介護老人保健施設等へ短期入所させ看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話等を行います。
特定施設入居者生活介護 (P94)	有料老人ホーム等に入居する要介護者等に、その施設内で計画に基づいて介護や世話等を行います。

介護予防サービス	
介護予防支援 (P101)	地域包括支援センターの保健師等が要支援者の介護予防サービス計画作成や連絡調整を行います。
介護予防訪問入浴介護 (P102)	介護予防を目的として、入浴車等による居宅での入浴の介護を行います。
介護予防訪問看護 (P103)	介護予防を目的として、居宅で看護師等が療養上の世話と診療の補助を行います。
介護予防訪問リハビリテーション (P104)	介護予防を目的として、居宅で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
介護予防居宅療養管理指導 (P105)	介護予防を目的として、病院、診療所、薬局の医師、薬剤師等が療養上の管理と指導を行います。
介護予防福祉用具貸与 (P107)	介護予防に資する福祉用具の貸与を行います。
特定介護予防福祉用具販売 (P108)	介護予防に資する入浴・排泄用具の購入費を支給します。
介護予防住宅改修 (P109)	手すりの取り付け等小規模な住宅改修費用を支給します。
介護予防通所リハビリテーション (P110)	介護予防を目的として、介護老人保健施設等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
介護予防短期入所生活介護 (P111)	介護予防を目的として、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等へ短期入所させ、介護や日常生活上の世話等を行います。
介護予防短期入所療養介護 (P113)	介護予防を目的として、介護老人保健施設等へ短期入所させ看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話等を行います。
介護予防特定施設入居者生活介護 (P115)	介護予防を目的として、有料老人ホーム等に入居する要支援者等に、その施設内で計画に基づいて介護や世話等を行います。

地域密着型サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P116)	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の通報により、居宅で訪問介護員による介護等の世話や看護師等による療養上の世話を行います。
夜間対応型訪問介護 (P118)	夜間の定期的な巡回訪問や通報により居宅で訪問介護員による介護等の世話を行います。
地域密着型通所介護 (P120)	デイサービスセンター等（定員18人以下の事業所が対象）に通う者に入浴、排泄等の介護や世話を行います。
認知症対応型通所介護 (P122)	デイサービスセンター等に通う認知症の要介護者に入浴、排泄等の介護や世話を行います。
小規模多機能型居宅介護 (P124)	居宅、通い、短期間の宿泊などにより入浴、排泄等の介護や世話を行います。
認知症対応型共同生活介護 (P125)	認知症の要介護者が少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護 (P127)	有料老人ホーム等（入居定員29人以下）に入居する要介護者等に、その施設内で計画に基づいて受ける介護等の世話を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (P128)	特別養護老人ホーム（入所定員29人以下）に入所させ、介護等日常生活上の世話等を行います。
看護小規模多機能型居宅介護 (P130)	居宅・通い・宿泊や訪問（介護・看護）サービスを組み合わせて提供することにより、介護等の世話や療養上の世話を行います。

地域密着型介護予防サービス	
介護予防認知症対応型通所介護 (P122)	デイサービスセンター等に通う認知症の要支援者に、入浴、排泄等の介護や世話を行います。
介護予防小規模多機能型居宅介護 (P124)	要支援者が介護予防を目的として、居宅、通い、短期間の宿泊などにより入浴、排泄等の介護や世話を行います。
介護予防認知症対応型共同生活介護 (P125)	認知症の要支援者が介護予防を目的として、少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話を行います。

施設サービス	
介護老人福祉施設 (P95)	常時介護が必要で、居宅での介護が困難な人を入所させ、介護等日常生活上の世話等を行います。
介護老人保健施設 (P97)	看護、医学的管理下での介護、医療、機能訓練、日常生活上の世話を行い、在宅復帰を支援します。
介護医療院 (P99)	医療と介護の必要な方の療養上の管理看護、医学的管理下での介護等の世話を行います。

居宅介護支援（介護サービス計画の作成など）

在宅の要介護者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、依頼を受けた専門機関により行われる介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との利用調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを、居宅介護支援といいます。

介護サービス計画は、要介護者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望等を踏まえて作成されます。

■　標準的なサービス費用

介護支援専門員 １人当たりの取扱件数	45 件未満	45～60 件未満	60 件以上
要介護１・２	１０,８６０円	５,４４０円	３,２６０円
要介護３・４・５	１４,１１０円	７,０４０円	４,２２０円

※　上記の各金額は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.7 円で算定するため、７%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.21 円で算定するため、2.1%割増になります。）

■　利用者の負担

居宅介護支援に関する費用については、利用者の負担はありません。

■　手続き

居宅介護支援事業所に直接申し込んでください。

計画作成を依頼する事業所を決定又は変更した場合は、「計画作成依頼（変更）届出書」を市町に提出することが必要です。

■　問合せ先

居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。また、県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

■　介護サービス計画の作成例

最も介護の必要度の低い「要介護１」と、中間の「要介護３」及び最も高い「要介護５」の代表的なサービス利用のスケジュールは、次のとおりです。これはあくまで利用例であり、実際には、利用者やその家族の希望に応じてサービスを組み合わせることができます。

○　要介護１：「通所型」通所サービスを多く利用したい場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	**通所介護** （ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ） 又は **通所ﾘﾊﾋﾞﾘ** （ﾃﾞｲｹｱ）			**通所介護** （ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ） 又は **通所ﾘﾊﾋﾞﾘ** （ﾃﾞｲｹｱ）			
午後							

●　短期入所が６か月に１週間程度　　●　福祉用具貸与：歩行器

○　要介護３：「通所型」通所サービスを多く利用したい場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）又は通所リハビリ（ﾃﾞｲｹｱ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）又は通所リハビリ（ﾃﾞｲｹｱ）	訪問看護	通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）又は通所リハビリ（ﾃﾞｲｹｱ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	
午後	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）

●　短期入所が６か月に３週間程度　●　福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス

○　要介護３：「訪問型」ホームヘルパーなどの訪問サービスを多く利用したい場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護	通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）又は通所リハビリ（ﾃﾞｲｹｱ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）又は通所リハビリ（ﾃﾞｲｹｱ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）
午後	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）

●　短期入所が６か月に３週間程度　●　福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス

○　要介護５：「訪問型」通所サービスを利用できない場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問看護	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問看護	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）
午後	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問リハビリ 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）

●短期入所が６か月に６週間程度　●福祉用具貸与：特殊寝台、マットレス、エアーパッド

訪問介護（ホームヘルプサービス）

たとえば
- 入浴やトイレ
- 衣類の交換
- 食事　　などを自分ひとりですることが難しいときに

■　概要

ホームヘルパー等が、要介護者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助及び通院等乗降介助を行うサービスです。

サービスの内容		サービスの例
身体介護	・利用者の身体に直接接触して行う介助サービス ・日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助サービス ・介助に併せて行う専門的な相談助言等	・食事、入浴、排せつの介助 ・おむつの交換 など
生活援助	・日常生活の援助	・掃除、洗濯、調理など
通院等乗降介助	・通院等のための乗車又は降車の介助	・通院等のための介助

※　次のようなサービスは、給付の対象とはなりませんのでご注意ください。
- 家族の部屋の掃除など、家族のための家事
- 庭の草むしりや花木の水やりなど、ホームヘルパーがやらなくても普段の暮らしに支障がないもの
- 大掃除など、普段はやらないような家事

■　標準的な費用

身体介護	1,630円（20分未満） 2,440円（20分以上30分未満） 3,870円（30分以上1時間未満） 5,670円（1時間以上1時間30分未満）
生活援助	1,790円（20分以上45分未満） 2,200円（45分以上）
通院等乗降介助	970円（片道につき）

※　上記の各金額は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

※　夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）の利用は25%、深夜（22時～6時）の利用は50%が加算されます。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。また、訪問介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

訪問入浴介護

たとえば
- 自分ひとりでお風呂に入れない

ときに

■ 概要

看護職員（１人）と介護職員（２人）が、要介護者の自宅を訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

■ 標準的な費用

（1 回につき）

看護職員（１人）と介護職員（２人）によるサービスを提供した場合	12,660 円
介護職員（３人）だけによるサービスを提供した場合	12,030 円
訪問時の心身の状況等から全身入浴が困難な利用者の希望により,清拭又は部分浴のサービスを提供した場合	11,390 円

※　上記の各金額は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.7 円で算定するため、７%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.21 円で算定するため、2.1%割増になります。）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、訪問入浴介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

訪問看護

たとえば
- 床ずれの手当て
- 医療機器（在宅酸素など）の管理　などが必要なときに

■ 概要

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要介護者です。

■ 標準的な費用

（1 回につき）

指定訪問看護ステーションの場合
3,140 円（20 分未満） 4,710 円（30 分未満） 8,230 円（30 分以上 1 時間未満） 11,280 円（1 時間以上 1 時間 30 分未満） ※　准看護師が行う場合,上記の額の 90／100 2,940 円（理学療法士等による訪問） ※　1 日 2 回を超えて指定訪問看護を行った場合、1 回につき上記の額の 90／100

病院又は診療所の場合
2,660 円（20 分未満） 3,990 円（30 分未満） 5,740 円（30 分以上 1 時間未満） 8,440 円（1 時間以上 1 時間 30 分未満） ※　准看護師が行う場合、上記の額の 90／100

※　上記の各金額は、1 単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1 単位 10.7 円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1 単位 10.21 円で算定するため、2.1%割増になります。）

※　夜間（18 時～22 時）又は早朝（6 時～8 時）の利用は 25%、深夜（22 時～6 時）の利用は 50%が加算されます。

■ 加算料金

緊急時訪問看護㊟ に同意を得て、緊急時訪問サービスを提供した場合	指定訪問看護ステーションでは 病院又は診療所では	6,000 円（1 月につき） 3,250 円（1 月につき）
気管カニューレを使用しているなどの特別な管理を必要とする利用者の場合	気管カニューレ等を使用している 人工肛門等を使用している	5,000 円（1 月につき） 2,500 円（1 月につき）

注）緊急時訪問看護：24 時間連絡体制のもと必要に応じて訪問看護を行うこと

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。訪問看護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

訪問リハビリテーション

たとえば
- 自分や家族ではリハビリができない
- 退院した後も自宅でリハビリを続けたい

ときに

■ 概要

病院・診療所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、在宅で診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と認めた要介護者です。

■ 標準的な費用

3,080 円（１回につき）

※ 広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。

■ 加算料金

短期集中的に個別リハビリテーションサービスを提供した場合	2,000 円（１日につき）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、訪問リハビリテーションの事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

居宅療養管理指導

たとえば
- 栄養について
- 歯や入れ歯の管理
- 薬ののみ方　などを知りたい　　ときに

■　概要

病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な要介護者の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、それらを踏まえた療養上の管理及び指導を行い、ケアマネジャー等へケアプラン作成等に必要な情報提供を行うサービスです。

■　標準的な費用

（１回につき）

医師が行う場合（１月に２回を限度）	
在宅時医学総合管理料等を算定しない利用者	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,150 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,460 円
在宅時医学総合管理料等を算定する利用者	
単一建物居住者１人に対して行う場合	2,990 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	2,870 円
上記以外の場合	2,600 円

歯科医師が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,170 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,410 円

病院又は診療所の薬剤師が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,660 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,170 円
上記以外の場合	3,800 円

薬局の薬剤師が行う場合（１月に４回を限度、がん末期の要介護者は８回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,180 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	3,790 円
上記以外の場合	3,420 円

※　１月に８回を限度とする場合は、１週に２回を限度とされます。

管理栄養士が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,450 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,440 円

歯科衛生士等が行う場合（１月に４回を限度、がん末期の要介護者は６回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	3,620 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	3,260 円
上記以外の場合	2,950 円

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■　手続き

かかりつけの医師又は歯科医師に相談してください。



福祉用具貸与

たとえば
- 介護用ベッドや車いすを使いたい

ときに

■ 概要

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者の、日常生活上の便宜を図り機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービスです。

■ 福祉用具の種類

用　具	種　類
車いす*	普通型車いす（自走用）、普通型電動車いす、手押し型車いす（介助型）
車いす付属品*	クッション、電動補助装置等の一定の車いす付属品 （車いすと一体的に使用されるものに限る）
特殊寝台*	・背部や脚部の傾斜角度を調整する機能があるもの ・床の高さを無段階に調節する機能があるもの
特殊寝台付属品*	マットレス、サイドレール等の一定の特殊寝台付属品 （特殊寝台と一体的に使用されるものに限る）
床ずれ防止用具*	・送風装置又は空気圧調整装置からなるエアーマット ・水などの減圧による体圧分散効果をもつ全身用のウォーターマット等
体位変換器*	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、要介護者等の体位を容易に変換できるもの（体位保持のみを目的とするものを除く）
手すり	取り付けに際し工事を伴わないもの
スロープ	段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないもの
歩行器	車輪を有するものについては、体の前及び左右を囲む把手等があるもの、四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	松葉杖、多点杖等
認知症老人 徘徊感知機器*	要介護者が屋外へ出ようとした時など、センサーにより感知し、家族や隣人等へ通報するもの
移動用リフト* （つり具の部分を除く）	床走行式、固定式又は据置式で、身体をつり上げ又は体重を支える構造のもの。 寝たきりの場合、ベッドと車いすとの間等の移動を補助するもので、取り付けに住宅改修を伴わないもの
自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。
○固定用スロープ　○歩行器（歩行車を除く）○単点杖（松葉づえを除く）○多点杖

＊　要介護１の方は、原則として、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）について、福祉用具貸与サービスは利用できません。

また、要介護１、要介護２又は要介護３の方は、自動排泄処理装置について、福祉用具貸与サービスは利用できません。

ただし、要介護認定データ等に照らして客観的な必要性が認められる場合には、例外として利用できます。

そのほか、医師の所見により、国が定めた状態に該当すると判断され、かつ、適切なケアマネジメントにより貸与が特に必要と判断されていることを市町が確認した場合も、例外として利用できます。

■　標準的なサービス

用具の種類、貸し出し料は事業所によって異なります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、福祉用具貸与の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

特定福祉用具販売

たとえば
- 入浴やトイレに便利な用具がほしい　とき

■　概要

在宅の要介護者が入浴・排せつ等に用いる特定福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの販売を行うサービスです。

■　特定福祉用具

用　具	種　類
腰掛便座	ポータブルトイレ、和式便器の上に置く便座、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、立ち上がる動作を助ける便座
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、介護者等が容易に交換できるもの
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの
入浴補助用具	入浴用いす、浴槽内いす、入浴台、浴室内・浴槽内すのこ、浴槽用手すり、入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式、折りたたみ式などで、排水工事が不要なもの
移動用リフトのつり具の部分	リフトに連結可能なもの
スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四肢を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、ブラットホーム・クラッチ及び多点杖に限る

次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。
〇固定用スロープ　〇歩行器（歩行車を除く）〇単点杖（松葉づえを除く）〇多点杖

■　標準的なサービス

福祉用具購入費の支給限度基準額は、１年間（各年４月１日から 12 か月間）で 10 万円です。
支給額は、実際に福祉用具の購入に要した費用の９割、８割又は７割相当額を上限として支給します。
なお、原則として、支給は、同一年度で同一種目につき１回に限られています。

■　利用者の負担

所得に応じて福祉用具購入費用の１割、２割又は３割の負担となりますが、いったん費用の全額を支払っていただき、後で自己負担分を差し引きした金額が支給されます。

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。
サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

指定特定福祉用具販売事業所（こちらをご参照ください。）から購入後、領収証やパンフレットなどを添付し、お住まいの市町（保険者）へ支給申請をしてください。

■　問合せ先

市町（保険者）介護保険担当課	P142
介護支援専門員	P67 参照

居宅介護住宅改修費の支給

たとえば
- 転ばないように手すりを取り付けたい
- お風呂場がすべりそうでこわい

ときに

■ 概要

在宅の要介護者が、市町へ事前申請後に手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、いったん全額を自己負担していただき、領収書等を市町へ提出すると、本人の自己負担割合分を除いた居宅介護住宅改修費（実際の改修費の９割、８割又は７割相当額）を償還払いで支給します。

※介護予防住宅改修費はP109 参照

■ 対象となる住宅改修

手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへ、転倒防止や移動補助のための手すりの取り付け。

段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差及び玄関から道路などの段差を解消するために、敷居を低くし、あるいはスロープを設置するなどの改修。

〔対象外となるもの〕
昇降機・リフト・段差解消機等動力により段差を解消する機器の設置工事

床又は通路面の材料の変更

居室を畳敷きから板張りやビニール系床材などに変更。浴室の床を滑りにくいものに変更。通路面においては滑りにくい舗装材への変更など。

扉の取替え

開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え。扉の撤去、ドアノブの変更や戸車の設置も含まれる。

〔対象外となるもの〕
引き戸への取替えに併せて自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置に関する費用。

便器の取替え

和式便器から洋式便器へ取り替える場合。

〔対象外となるもの〕
○既に洋式便器であった場合の暖房便座・洗浄機能等を付加する改修（和式便器から、暖房便座・洗浄機能等がついている洋式便器への取替えは対象）
○非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器への取替えの場合、水洗化又は簡易水洗化工事の部分

その他これら各住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手すりの取付け…手すりの取付けのための壁の下地補強
床段差の解消…浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
床又は通路面の材料の変更…床材の変更のための下地の補修や根太の補強など
扉の取替え…扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
便器の取替え…便器の取替えに伴う床材の変更、便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）

■　標準的なサービス費用

住宅改修費の支給限度基準額は、介護予防住宅改修費及び居宅介護住宅改修費と一元的に管理され、同一住宅で 20 万円です。

支給額は、本人の負担割合（１割、２割又は３割）に応じて、実際に住宅改修に要した費用の９割、８割又は７割相当額を支給します。

支給額は、１割負担の方は支給限度基準額 20 万円の９割である 18 万円が上限となります。

※　例外として、次に掲げる「介護の必要の程度」が３段階以上上がった場合は、改めて住宅改修費が支給されます。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第６段階	要介護５
第５段階	要介護４
第４段階	要介護３
第３段階	要介護２
第２段階	要支援２又は要介護１
第１段階	要支援１

■　利用者の負担

所得に応じて居宅介護住宅改修費用の１割、２割又は３割を負担しますが、いったん費用の全額を支払い、後で実際の改修費の９割、８割又は７割相当額が支給されます。

■　手続き

直接、お住まいの市町（保険者）へ申請をしてください。

市町に事前申請します

住宅改修を行おうとする前に、市町に、居宅介護支援事業者等による理由書や工事内容がわかる図面及び見積書等を添付して、給付の対象となるか事前申請します。

工事を依頼します

工事業者に工事を依頼します。このとき費用はいったん全額自己負担になります。

市町へ事後申請します

住宅改修工事が完了後、領収書（工事費の内訳が必要です）、改修前と改修後の写真（撮影日が確認できるもの）などを添付して事後申請します。

工事の内容が給付対象であることが確認されると、上限額内で改修費の９割、８割又は７割相当額が支給されます。

■　問合せ先

市町（保険者）介護保険担当課	P142
介護支援専門員	P67　参照
地域包括支援センター	P135

通所介護（デイサービス）

たとえば
- 外に出て、人と交流を持ちたい
- 家族の介護の手を休ませたい

ときに

■ 概要

要介護者が老人デイサービスセンター等（定員 19 人以上の事業所が対象）に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類や所要時間、要介護度により異なります。

○ 所要時間５時間以上６時間未満の場合（１日につき）

要介護度	通常規模型事業所注)	大規模型Ⅰ注)	大規模型Ⅱ注)
要介護１	5,７００円	5,４４０円	5,２５０円
要介護２	6,７３０円	6,４３０円	6,２００円
要介護３	7,７７０円	7,４３０円	7,１５０円
要介護４	8,８００円	8,４００円	8,１２０円
要介護５	9,８４０円	9,４００円	9,０７０円

○ 所要時間６時間以上７時間未満の場合（１日につき）

要介護度	通常規模型事業所注)	大規模型Ⅰ注)	大規模型Ⅱ注)
要介護１	5,８４０円	5,６４０円	5,４３０円
要介護２	6,８９０円	6,６７０円	6,４１０円
要介護３	7,９６０円	7,７００円	7,４００円
要介護４	9,０１０円	8,７１０円	8,３９０円
要介護５	１０,０８０円	9,７４０円	9,３９０円

注）通常規模型事業所：１月当たり平均利用延人員（要支援者を含む。）が 750 人以下の事業所
大規模事業所Ⅰ：１月当たり平均利用延人員（要支援を含む。）が 750 人を超えて 900 人以下の事業所
大規模事業所Ⅱ：１月当たり平均利用延人員（要支援を含む。）が 900 人を超える事業所

※ 上記の各金額及び加算料金（次頁）は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

個別に機能訓練実施計画を作成し,理学療法士等によるサービスを利用する場合	５６０円又は７６０円（１日につき） ※利用する施設により,金額が異なります。
入浴介助を利用する場合	４００円又は５５０円（１日につき） ※利用する施設により,金額が異なります。
若年性認知症の特性やニーズに応じたサービスを利用する場合	600 円（１日につき）
低栄養状態の改善のために,計画を作成し,管理栄養士等によるサービスを利用する場合	2,000 円（１回につき） ※ 月２回を限度
口腔機能改善のために,計画を作成し,歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,５００円又は 1,６００円（１回につき） ※ 月２回を限度 ※利用する施設により,金額が異なります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費やおむつ代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と食費が原則４分の３に軽減されることがあります。

（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、通所介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）



通所リハビリテーション（デイケア）

たとえば
- 施設に通って、リハビリを受けたい

ときに

■ 概要

要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、主治医が、診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と認めた要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

所要時間と要介護度により異なります。

○ 所要時間５時間以上６時間未満の場合（１日につき）

要介護度	通常規模の事業所	大規模の事業所
要介護１	6,220円	5,840円
要介護２	7,380円	6,920円
要介護３	8,520円	8,000円
要介護４	9,870円	9,290円
要介護５	11,200円	10,530円

○ 所要時間６時間以上７時間未満の場合（１日につき）

要介護度	通常規模の事業所	大規模の事業所
要介護１	7,150円	6,750円
要介護２	8,500円	8,020円
要介護３	9,810円	9,260円
要介護４	11,370円	10,770円
要介護５	12,900円	12,240円

※ 上記の各金額及び加算料金（次頁）は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。）

■　加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

入浴介助を利用する場合	４００円又は６００円（１日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が協働して継続的にリハビリテーションの質の管理を実施する場合	2,４００円～7,９３０円（１月につき）*1 ※利用する施設により,金額が異なります。
早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的にリハビリテーションを実施する場合	1,100 円（１日につき）
若年性認知症の特性やニーズに応じたサービスを利用する場合	600 円（１日につき）
低栄養状態の改善のために、計画を作成し、栄養管理士等によるサービスを利用する場合	2,000 円（１回につき） ※ 月2回を限度
口腔機能改善のために、計画を作成し、歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,５５０円又は 1,６００円（１回につき） ※ 月２回を限度 ※利用する施設により,金額が異なります。

＊　リハビリテーションの質の管理を実施した期間等により、金額が異なります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費やおむつ代等です。

■　手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、通所リハビリテーションの事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）

たとえば
- しばらく介護の手を休めたい
- 急用や旅行などにより自宅で介護ができない

ときに

■ 概要

要介護者が老人短期入所施設や指定介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

■ 対象者

心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度等により異なります。

○ 短期入所生活介護（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1]		多床室[注1]	
	単独型[注2]	併設型[注2]	単独型[注2]	併設型[注2]
要介護１	6,450円	6,030円	6,450円	6,030円
要介護２	7,150円	6,720円	7,150円	6,720円
要介護３	7,870円	7,450円	7,870円	7,450円
要介護４	8,560円	8,150円	8,560円	8,150円
要介護５	9,260円	8,840円	9,260円	8,840円

○ ユニット型短期入所生活介護（１日につき）

要介護度	ユニット型個室[注1]		ユニット型個室的多床室[注1]	
	単独型[注2]	併設型[注2]	単独型[注2]	併設型[注2]
要介護１	7,460円	7,040円	7,460円	7,040円
要介護２	8,150円	7,720円	8,150円	7,720円
要介護３	8,910円	8,470円	8,910円	8,470円
要介護４	9,590円	9,180円	9,590円	9,180円
要介護５	10,280円	9,870円	10,280円	9,870円

注1)　多床室：定員が２名以上の部屋
　　従来型個室：定員が１名となっている部屋
　　ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋
　　ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの
※　各室とも、その他面積基準等があります。

注2)　併設型：社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されている事業所
　　単独型：併設型以外の事業所

注3)　ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※　前頁の各金額及び下記加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■　加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置されている場合	120円（1日につき）
送迎を利用する場合	1,840円（片道につき）

※　この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、滞在費・食費が原則４分の３に軽減されることがあります。
（詳しくは市町にお問い合わせください。）

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。
サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。
また、短期入所生活介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

短期入所療養介護（医療系のショートステイ）

たとえば
- しばらく介護の手を休めたい
- 急用や旅行などにより自宅で介護ができない

ときに

■ 概要

要介護者が介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を利用するサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、利用者の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所の必要がある要介護者です。

■ 標準的な費用

利用する施設の種類と要介護度等により異なります。

○ 介護老人保健施設の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室注1)	多床室注1)	ユニット型個室注1)	ユニット型個室的多床室注1)
要介護１	7,530円	8,300円	8,360円	8,360円
要介護２	8,010円	8,800円	8,830円	8,830円
要介護３	8,640円	9,440円	9,480円	9,480円
要介護４	9,180円	9,970円	10,030円	10,030円
要介護５	9,710円	10,520円	10,560円	10,560円

○ Ⅰ型介護医療院の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室注1)	多床室注1)	ユニット型個室注1)	ユニット型個室的多床室注1)
要介護１	7,780円	8,940円	9,110円	9,110円
要介護２	8,930円	10,060円	10,230円	10,230円
要介護３	11,360円	12,500円	12,680円	12,680円
要介護４	12,400円	13,530円	13,710円	13,710円
要介護５	13,330円	14,460円	14,640円	14,640円

注1)　多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員１名のユニットケア注2)が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア注2)が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※　各室とも、その他面積基準等があります。

注2)　ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※　前頁の各金額及び下記加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

送迎を利用する場合	1,840 円（片道につき）

※この他にも、サービス内容や人員配置・施設基準等により、割増料金がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費」）

■　手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、短期入所療養介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

特定施設入居者生活介護

たとえば
- 有料老人ホームで生活している
- 有料老人ホームで介護などの世話を受けたい

ときに

■ 概要

介護サービス事業所の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居者である要介護者が、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスです。施設が委託契約した訪問介護事業所等を利用する外部サービス利用型もあります。

■ 標準的な費用

○ 特定施設入居者生活介護（１日につき）

要介護度	通常の場合	短期利用の場合
要介護１	5,420円	5,420円
要介護２	6,090円	6,090円
要介護３	6,790円	6,790円
要介護４	7,440円	7,440円
要介護５	8,130円	8,130円

※　上記の各金額及び下記加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練を行う場合	120円（１日につき）

※　この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用
　特定施設を利用するための一時金・家賃に相当する費用（利用者が負担します）

■ 手続き

特定施設入居者生活介護事業所（こちらをご参照ください。）にお問合せください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

生活介護が中心の施設です

■ 概要

入所定員が 30 人以上の老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

■ 対象者

身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

○ 通常規模[注1)]の介護老人福祉施設の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室[注2)]	多床室[注2)]	ユニット型個室[注2)]	ユニット型個室的多床室[注2)]
要介護１	5,890 円	5,890 円	6,700 円	6,700 円
要介護２	6,590 円	6,590 円	7,400 円	7,400 円
要介護３	7,320 円	7,320 円	8,150 円	8,150 円
要介護４	8,020 円	8,020 円	8,860 円	8,860 円
要介護５	8,710 円	8,710 円	9,550 円	9,550 円

○ 経過的小規模[注1)]の介護老人福祉施設の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室[注2)]	多床室[注2)]	ユニット型個室[注2)]	ユニット型個室的多床室[注2)]
要介護１	6,940 円	6,940 円	7,680 円	7,680 円
要介護２	7,620 円	7,620 円	8,360 円	8,360 円
要介護３	8,350 円	8,350 円	9,100 円	9,100 円
要介護４	9,030 円	9,030 円	9,770 円	9,770 円
要介護５	9,680 円	9,680 円	10,430 円	10,430 円

注1)　通常規模：入所定員が30人以上の施設
　　小規模：入所定員が30人の施設
注2)　多床室：定員が２名以上の部屋
　　従来型個室：定員が１名となっている部屋
　　ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋
　　ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの
　※　各室とも、その他面積基準等があります。
注3)　ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた施設

※　前頁の各金額及び下記加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

施設によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、上記以外についても費用がかかる場合があります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置されている場合	120円（1日につき）
専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師が一定数以上配置されている場合	250円（1日につき）
入所した日から起算して30日以内の期間	300円（1日につき）

※　この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、居住費・食費が原則４分の３に軽減されることがあります。
（詳しくは市町にお問い合わせください。）

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費）

■　人員配置

医師、生活相談員、介護職員及び看護職員、栄養士又は管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員

■　設備

居室、食堂及び機能訓練室、静養室、浴室、洗面所、便所、医務室

■　手続き

入所を希望する指定介護老人福祉施設（こちらをご参照ください。）にお問合せください。

介護老人保健施設

介護やリハビリが中心の施設です

■ 概要

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話を行い、在宅への復帰とともに、在宅生活の継続を支援する施設です。

■ 対象者

病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療を要する要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

○ 介護老人保健施設（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1)]		多床室[注1)]		ユニット型個室[注1)]		ユニット型個室的多床室[注1)]	
	基本型	在宅強化型[注2)]	基本型	在宅強化型[注2)]	基本型	在宅強化型[注2)]	基本型	在宅強化型[注2)]
要介護１	7,170円	7,880円	7,930円	8,710円	8,020円	8,760円	8,020円	8,760円
要介護２	7,630円	8,630円	8,430円	9,470円	8,480円	9,520円	8,480円	9,520円
要介護３	8,280円	9,280円	9,080円	10,140円	9,130円	10,180円	9,130円	10,180円
要介護４	8,830円	9,850円	9,610円	10,720円	9,680円	10,770円	9,680円	10,770円
要介護５	9,320円	10,400円	10,120円	11,250円	10,180円	11,300円	10,180円	11,300円

注1) 多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員が１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員が１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

注2) 在宅強化型：在宅復帰の状況及びベッドの回転率等の指標について、算定要件を満たしている事業所

注3) ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、小人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※ 上記の各金額及び次頁の加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

施設によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、加算料金がかかる場合があります。

入所した日から起算して30日以内の期間について	１日につき300円

※この他にも、サービス内容や人員配置・施設基準により、加算料金がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費）

■　人員配置

医師、薬剤師、介護職員及び看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、栄養士又は管理栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者

■　設備

療養室（居室あたりの定員は４人以下）、機能訓練室、食堂、屋内の直通階段及びエレベーター、診察室、談話室、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、避難階段、消火設備

■　手続き

入所を希望する介護老人保健施設（こちらをご参照ください。）にお問合せください。

介護医療院

医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設です。

■ 概要

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

■ 対象者

長期療養を要する要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

○ Ⅰ型介護医療院（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1)]	多床室[注1)]	ユニット型個室[注1)]	ユニット型個室的多床室[注1)]
要介護１	7,210円	8,330円	8,500円	8,500円
要介護２	8,320円	9,430円	9,600円	9,600円
要介護３	10,700円	11,820円	11,990円	11,990円
要介護４	11,720円	12,830円	13,000円	13,000円
要介護５	12,630円	13,750円	13,920円	13,920円

注１） 多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注2)]が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注2)]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※ 各室とも、その他面積基準等があります。

注２） ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた施設

※ 上記の各金額及び次頁の加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

施設によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、加算料金がかかる場合があります。

入所した日から起算して30日以内の期間について	１日につき300円

※この他にも、サービス内容や人員配置・施設基準により、加算料金がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費）

■　人員配置

医師、薬剤師、介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、栄養士又は管理栄養士、介護支援専門員、診療放射線技師、調理員、事務員その他の従業者

■　設備

療養室（定員は４人以下、１人当たりの床面積は８㎡以上）、診察室、処置室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、放射線に関する構造設備、避難階段、消火設備

■　手続き

入所を希望する介護医療院（こちらをご参照ください。）にお問合せください。

介護予防支援（介護予防サービス計画の作成など）

在宅の要支援者が、介護保険から給付される介護予防サービス等を適切に利用できるように、依頼を受けた専門機関により行われる介護予防サービス計画の作成、予防サービス事業者との利用調整や紹介等のケアマネジメントを、介護予防支援といいます。

介護予防サービス計画は、要支援者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望等を踏まえて作成されます。

■ 標準的なサービス費用

（要支援１・２）　4,420 円／月（地域包括支援センターのみ）
4,720 円／月（指定居宅介護支援事業者のみ）

※ 上記の金額は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.7 円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.21 円で算定するため、2.1%割増になります。）

■ 利用者の負担

介護予防支援に要する費用については、利用者の負担はありません。

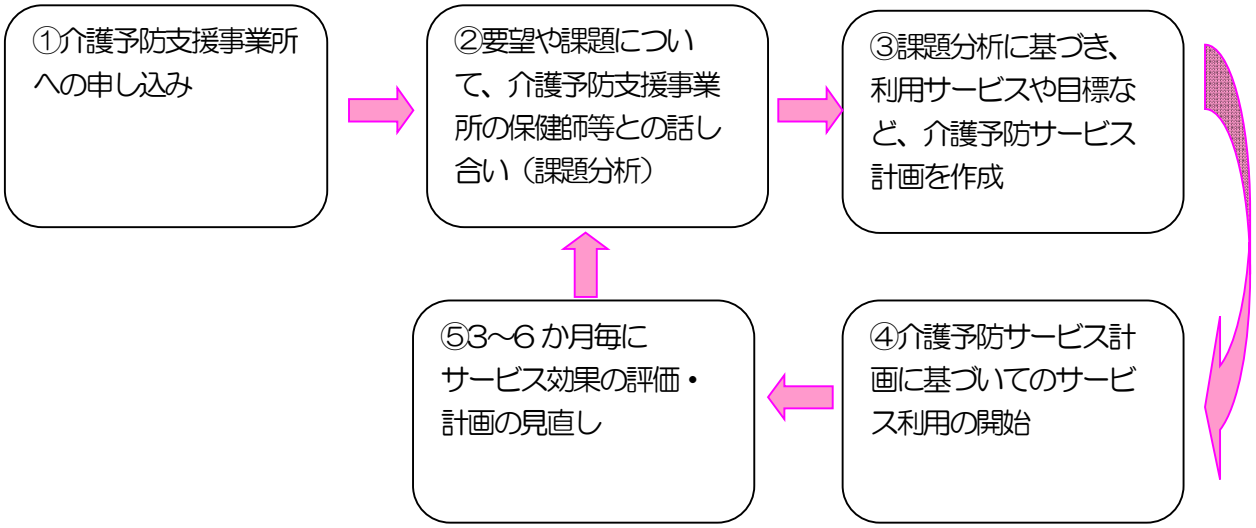
■ 手続き

介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に直接申し込んでください。

■ 問合せ先

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	（P146・又はこちらをご参照ください。）
介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業所）	（こちらをご参照ください。）

■ 介護予防サービス計画の作成の流れ



介護予防訪問入浴介護

■ 概要

看護職員（１人）と介護職員（１人）が、介護予防を目的として要支援者の自宅を訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

■ 標準的な費用

（1 回につき）

看護職員（1 人）と介護職員（1 人）によるサービスを提供した場合	8,560 円
介護職員（2 人）だけによるサービスを提供した場合	8,130 円
訪問時の心身の状況等から全身入浴が困難な利用者の希望により,清拭又は部分浴のサービスを提供した場合	7,700 円
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に対してサービスを提供した場合	7,700 円
事業所と同一建物の利用者 50 人以上に対してサービスを提供した場合	7,280 円

※　上記の各金額は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.7 円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1 単位 10.21 円で算定するため、2.1%割増になります。）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防訪問入浴介護の事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防訪問看護

■ 概要

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、介護予防を目的として要支援者の自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要支援者です。

■ 標準的な費用

（1回につき）

指定介護予防訪問看護ステーションの場合

3,030円（20分未満）
4,510円（30分未満）
7,940円（30分以上1時間未満）
10,900円（1時間以上1時間30分未満）
※ 准看護師が行う場合,上記の額の90／100
2,840円（理学療法士等による訪問）
※ 1日2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき上記の額の50／100

病院又は診療所の場合

2,560円（20分未満）
3,820円（30分未満）
5,530円（30分以上1時間未満）
8,140円（1時間以上1時間30分未満）
※ 准看護師が行う場合、上記の額の90／100

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

※ 夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）等の利用は25%、深夜（22時～6時）は50%が加算されます。

■ 加算料金

緊急時介護予防訪問看護[注] に同意する場合	指定介護予防訪問看護ステーションでは 5,740円（1月につき） 病院又は診療所では 3,150円（1月につき）
気管カニューレを使用しているなどの特別な管理を必要とする利用者の場合	気管カニューレ等を使用している 5,000円（1月につき） 人工肛門等を使用している 2,500円（1月につき）

注）緊急時介護予防訪問看護：24時間連絡体制のもと必要に応じて介護予防訪問看護を行うこと

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防訪問看護の事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防訪問リハビリテーション

■ 概要

病院・診療所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、介護予防を目的として要支援者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、在宅で診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と認めた要支援者です。

■ 標準的な費用

2,980 円（１回につき）

※ 上記金額及び下記加算料金は１単位 10 円で算定します。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。）

■ 加算料金

短期集中的に個別リハビリテーションサービスを提供した場合	退院（所）日等から３月以内 2,000 円（１日につき）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防訪問リハビリテーションの事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防居宅療養管理指導

■ 概要

介護予防を目的として、病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な要支援者の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、それらを踏まえた療養上の管理及び指導を行い、指定介護予防支援事業者等へ介護予防サービス計画作成等に必要な情報提供を行うサービスです。

■ 標準的な費用

（１回につき）

医師が行う場合（１月に２回を限度）	
在宅時医学総合管理料等を算定しない利用者	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,150 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,460 円
在宅時医学総合管理料等を算定する利用者	
単一建物居住者１人に対して行う場合	2,990 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	2,870 円
上記以外の場合	2,600 円

歯科医師が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,170 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,410 円

病院又は診療所の薬剤師が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,660 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,170 円
上記以外の場合	3,800 円

薬局の薬剤師が行う場合（１月に４回を限度，がん末期の要介護者は８回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,180 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	3,790 円
上記以外の場合	3,420 円

※　１月に８回を限度とする場合は，１週に２回を限度とされます。

管理栄養士が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,450 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,440 円

歯科衛生士等が行う場合（１月に４回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	3,620 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	3,260 円
上記以外の場合	2,950 円

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■　手続き

かかりつけの医師又は歯科医師に相談してください。

介護予防福祉用具貸与

■ 概要

介護予防を目的として、要支援者の、日常生活上の便宜を図り機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービスです。

■ 福祉用具の種類

用　具	種　類
手すり	取り付けに際し工事を伴わないもの
スロープ	段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないもの
歩行器	車輪を有するものについては、体の前及び左右を囲む把手等があるもの 四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	松葉杖、多点杖等

※　次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。

〇固定用スロープ　〇歩行器（歩行車を除く）〇単点杖（松葉づえを除く）〇多点杖

※　この表以外の福祉用具（車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）及び自動排泄処理装置）については、原則として介護予防福祉用具貸与サービスは利用できません。

ただし、要介護認定データ等に照らして客観的な必要性が認められる場合には、例外として利用できます。

そのほか、医師の所見により、国が定めた状態に該当すると判断され、かつ、適切なケアマネジメントにより貸与が特に必要と判断されていることを市町が確認した場合も、例外として利用できます。

■ 標準的なサービス費用

用具の種類、貸し出し料は事業所によって異なります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防福祉用具貸与の事業所については、こちらをご参照ください。

特定介護予防福祉用具販売

■ 概要

介護予防を目的として、在宅の要支援者が入浴・排せつ等に用いる特定介護予防福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの販売を行うサービスです。

■ 特定介護予防福祉用具

用　具	種　類
腰掛便座	ポータブルトイレ、和式便器の上に置く便座、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、立ち上がる動作を助ける便座
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、介護者等が容易に交換できるもの
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの
入浴補助用具	入浴用いす、浴槽内いす、入浴台、浴室内・浴槽内すのこ、浴槽用手すり、入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式、折りたたみ式などで、排水工事が不要なもの
移動用リフトのつり具の部分	リフトに連結可能なもの*

次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。

〇固定用スロープ　〇歩行器（歩行車を除く）〇単点杖（松葉づえを除く）〇多点杖

＊　例外的に、移動用リフト（つり具の部分を除く）の貸与サービスを利用している方は、購入できます。

■ 標準的なサービス費用

福祉用具購入費の支給限度基準額は、１年間（各年４月１日から 12 か月間）で 10 万円です。

支給額は、実際に特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の９割、８割又は７割相当額を上限として支給します。なお、原則として、支給は同一年度で同一種目につき１回に限られています。

■ 利用者の負担

所得に応じて特定介護予防福祉用具購入費用の１割、２割又は３割の負担となりますが、いったん費用の全額を支払い、後で自己負担分を差し引きした金額が支給されます。

■ 手続き

原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

指定特定介護予防福祉用具販売事業所（こちらをご参照ください。）から購入後、領収証やパンフレットなどを添付し、お住まいの市町（保険者）へ支給申請をしてください。

■ 問合せ先

市町（保険者）介護保険担当課	P142
地域包括支援センター	P146

介護予防住宅改修費の支給

在宅の要支援者が、市町へ事前申請後に手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、いったん全額を自己負担していただき、領収書等を市町へ提出すると、自己負担割合分を除いた介護予防住宅改修費（実際の改修費の９割、８割又は７割相当額）を償還払いで支給されます。

対象となる改修の種類、標準的なサービス費用、利用者の負担、手続き等は、Ｐ85 の居宅介護住宅改修費の支給と同じです。

住宅改修費（介護予防住宅改修費及び居宅介護住宅改修費）は一元的に管理され、支給限度基準額は、同一住宅について 20 万円で、１割負担の方は、９割相当額 18 万円が上限となります。

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

■ 概要

要支援者が介護老人保健施設や病院・診療所に通い、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練など、必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、主治医が、診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と認めた要支援者です。

■ 標準的なサービス費用

要支援者がデイケアを利用する場合は、原則として、月単位・定額制になります。

要支援１	22,680 円（月額・定額制）
要支援２	42,280 円（月額・定額制）

※　上記の各金額及び下記加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。）

■ 加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

低栄養状態の改善のために、計画を作成し、管理栄養士等によるサービスを利用する場合	2,000 円（月額）
口腔機能改善のために、計画を作成し、歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,500 円又は 1,600 円（月額）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費やおむつ代等です。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防通所リハビリテーションの事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）

■ 概要

介護予防を目的として、要支援者が老人短期入所施設や指定介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の支援や機能訓練を行うサービスです。

■ 対象者

心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要支援者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度等により異なります。

○ 介護予防短期入所生活介護（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1]		多床室[注1]	
	単独型[注2]	併設型[注2]	単独型[注2]	併設型[注2]
要支援１	4,790円	4,510円	4,790円	4,510円
要支援２	5,960円	5,610円	5,960円	5,610円

○ ユニット型介護予防短期入所生活介護（１日につき）

要介護度	ユニット型個室[注1]		ユニット型個室的多床室[注1]	
	単独型[注2]	併設型[注2]	単独型[注2]	併設型[注2]
要支援１	5,610円	5,290円	5,610円	5,290円
要支援２	6,810円	6,560円	6,810円	6,560円

注1） 多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注3]が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注3]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの
※ 各室とも、その他面積基準等があります。

注2） 併設型：社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されている事業所
単独型：併設型以外の事業所

注3） ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※ 上記の各金額及び加算料金（次頁）は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■　加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用がかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置されている場合	120円（1日につき）
送迎を利用する場合	1,840円（片道につき）

※　この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の１割負担と、滞在費・食費が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護予防サービス費）

■　手続き

原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防短期入所生活介護の事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防短期入所療養介護（医療系のショートステイ）

■ 概要

介護予防を目的として、要支援者が介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の支援を利用するサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、利用者の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所の必要がある要支援者です。

■ 標準敵な費用

利用する施設の種類と要介護度等により異なります。

○ 介護老人保健施設の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1)]	多床室[注1)]	ユニット型個室[注1)]	ユニット型個室的多床室[注1)]
要支援１	5,790円	6,130円	6,240円	6,240円
要支援２	7,260円	7,740円	7,890円	7,890円

○ Ｉ型介護医療院の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1)]	多床室[注1)]	ユニット型個室[注1)]	ユニット型個室的多床室[注1)]
要支援１	6,030円	6,660円	6,870円	6,870円
要支援２	7,410円	8,270円	8,520円	8,520円

注1)　多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの
※　各室とも、その他面積基準等があります。

注2)　配置介護職員「4：1以上」の場合：利用者４人に対し、介護職員の数が常勤換算方法で１人以上配置していることをいいます。このほか看護職員等も配置されます。

注3)　ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※　上記の各金額及び加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

（介護老人保健施設の場合）

送迎を利用する場合	1,840円（片道につき）

※　この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護予防サービス費）

■　手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用する場合には、介護予防介護サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防短期入所療養介護の事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防特定施設入居者生活介護

■ 概要

介護サービス事業所の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居者である要支援者が、介護予防を目的として、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスです。

施設が委託契約した介護予防訪問介護事業所等を利用する外部サービス利用型もあります。

■ 標準的な費用

○ 介護予防特定施設入居者生活介護（１日につき）

要支援１	1,830円
要支援２	3,130円

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練を行う場合	120円（1日につき）

※ この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用
特定施設を利用するための一時金・家賃に相当する費用（利用者が負担します）

■ 手続き

介護予防特定施設入居者生活介護事業所（こちらをご参照ください。）にお問合せください。
（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

たとえば
- ホームヘルパー等による定期巡回や随時対応などのサービスを受けながら自宅での生活を継続したい

ときに

■ 概要

要介護者が自宅で生活できるよう、日中・夜間を通じて１日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービスです。

提供するサービスは、次のとおりです。

①定期巡回サービス	訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
②随時対応サービス	随時、利用者等からの通報を受け、訪問介護員等による対応の要否等を判断するサービス
③随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話
④訪問看護サービス	看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

■ 標準的な費用

（１月につき）

要介護度	一体型事業所[注]		連携型事業所[注]
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護１	79,460円	54,460円	54,460円
要介護２	124,130円	97,200円	97,200円
要介護３	189,480円	161,400円	161,400円
要介護４	233,580円	204,170円	204,170円
要介護５	282,980円	246,920円	246,920円

注）　一体型事業所：上記①から④までのサービスを提供する事業所

連携型事業所：上記①から③までのサービスを提供する事業所

○ 夜間にのみサービスを行う場合

基本夜間訪問サービス	9,890 円（１月につき）
定期巡回サービス	3,720 円（１回につき）
随時訪問サービス	5,670 円（１回につき）
随時訪問サービス （2 人によるサービス）	7,640 円（１回につき）

※　前頁の各金額及び加算料金（下記）は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

※　サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることになっています。

■　加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

サービスを利用した日から起算して30日以内の期間	300円（１日につき）

※　この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。



夜間対応型訪問介護

たとえば夜間に
- 入浴やトイレ
- 衣類の交換
- 食事

を自分ひとりですることが難しいときに

■ 概要

ホームヘルパー等が、夜間に要介護者の自宅を定期的に巡回したり、連絡に応じて訪問したりして、排せつの介護等の日常生活上の世話、緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うサービスです。

サービスの種類	サービスの内容
オペレーションセンターサービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否等を判断する。
定期巡回サービス	定期的に利用者の居宅を巡回訪問し、入浴・食事・排せつの介護、緊急時の対応等を行う。
随時訪問サービス	オペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して、利用者の居宅を訪問し、入浴・食事・排せつの介護、緊急時の対応等を行う。

■ 標準的な費用

○ オペレーションセンターがある事業所の場合

基本夜間対応型訪問介護 （オペレーションセンターサービス）	9,890円（1月につき）
定期巡回サービス	3,720円（1回につき）
随時訪問サービス	5,670円（1回につき）
随時訪問サービス （2人によるサービス）	7,640円（1回につき）

○ オペレーションセンターがない事業所の場合

夜間対応型訪問介護	27,020円（1月につき）

※ 上記の各金額は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

※ サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることとなっています。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、夜間対応型訪問介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

地域密着型通所介護

たとえば
- 外に出て、人と交流を持ちたい
- 家族の介護の手を休ませたい

ときに

■ 概要

要介護者が老人デイサービスセンター等（定員 18 人以下の小規模な事業所が対象）に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類や所要時間、要介護度により異なります。

○ 地域密着型通所介護費（１日につき）

要介護度	５時間以上６時間未満	６時間以上７時間未満
要介護１	6,570 円	6,780 円
要介護２	7,760 円	8,010 円
要介護３	8,960 円	9,250 円
要介護４	10,130 円	10,490 円
要介護５	11,340 円	11,720 円

○ 難病やがん末期の要介護者が指定療養通所介護事業所でサービスを利用する場合（1 月につき）

127,850 円

○ 難病やがん末期の要介護者が指定療養通所介護事業所で、短期サービスを利用する場合（1 日につき）

13,350 円

※ 上記の各金額及び加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

個別に機能訓練実施計画を作成し、理学療法士等によるサービスを利用する場合	560 円又は 760 円（１日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
入浴介助を利用する場合	400 円又は 550 円（１日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
若年性認知症の特性やニーズに応じたサービスを利用する場合	600 円（１日につき）

低栄養状態の改善のために、計画を作成し、管理栄養士等によるサービスを利用する場合	2,000 円（１回につき） ※ 月２回を限度
口腔機能改善のために、計画を作成し、歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,500 円又は 1,600 円（１回につき） ※ 月２回を限度 ※利用する施設により金額が異なります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費やおむつ代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と食費が原則４分の３に軽減されることがあります。

（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、地域密着型通所介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

たとえば
- 外に出て、人と交流を持ちたい
- 家族の介護の手を休ませたい

ときに

■ 概要

認知症の要介護者又は要支援者がデイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類や所要時間、要介護度・要支援度により異なります。

認知症対応型通所介護の場合

○ 所要時間５時間以上６時間未満の場合（１日につき）

要介護度	単独型(注)	併設型(注)	共用型(注)
要介護１	8,580円	7,710円	4,450円
要介護２	9,500円	8,540円	4,600円
要介護３	10,400円	9,360円	4,770円
要介護４	11,320円	10,160円	4,930円
要介護５	12,250円	10,990円	5,100円

○ 所要時間６時間以上７時間未満の場合（１日につき）

要介護度	単独型(注)	併設型(注)	共用型(注)
要介護１	8,800円	7,900円	4,570円
要介護２	9,740円	8,760円	4,720円
要介護３	10,660円	9,600円	4,890円
要介護４	11,610円	10,420円	5,060円
要介護５	12,560円	11,270円	5,220円

注）単独型：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に併設されていないもの
併設型：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に併設されているもの
共用型：認知症対応型共同生活介護事業所等の居間や食堂等で行われるもの

介護予防認知症対応型通所介護の場合

○　所要時間５時間以上６時間未満の場合（１日につき）

要介護度	単独型(注)	併設型(注)	共用型(注)
要支援１	7,410円	6,670円	4,130円
要支援２	8,280円	7,430円	4,360円

○　所要時間６時間以上７時間未満の場合（１日につき）

要介護度	単独型(注)	併設型(注)	共用型(注)
要支援１	7,600円	6,840円	4,240円
要支援２	8,510円	7,620円	4,470円

※　標準的なサービス費用の各金額及び加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■　加算料金

事業所の体制によっては、標準的なサービス費用以外に次の費用などがかかります。

１日120分以上専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が配置され、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練が行われている場合	270円（１日につき）
入浴介助を利用する場合	400円又は550円（１日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。

※　この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費やおむつ代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と食費が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

たとえば
- 住みなれた自宅で日常生活を続けたい

ときに

■ 概要

「通い」を中心として、要介護者又は要支援者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度・要支援度により異なります。

○ 小規模多機能型居宅介護の場合（１月につき）

	同一建物に居住する者以外	同一建物に居住する者
要介護１	104,580 円	94,230 円
要介護２	153,700 円	138,490 円
要介護３	223,590 円	201,440 円
要介護４	246,770 円	222,330 円
要介護５	272,090 円	245,160 円

○ 介護予防小規模多機能型居宅介護の場合（１月につき）

	同一建物に居住する者以外	同一建物に居住する者
要支援１	34,500 円	31,090 円
要支援２	69,720 円	62,810 円

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。）

※ サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることとなっています。

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

登録した日から起算して 30 日以内の期間	300 円（１日につき）

※ この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費・おむつ代・宿泊費等です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、食費・宿泊費が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（こちらをご参照ください。）にお問合せください。なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

※ 小規模多機能型居宅介護を利用している場合は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与を除く居宅サービスや地域密着型サービスは利用できません。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

たとえば
- 認知症があるが、家庭的な環境で生活を送りたい

ときに

■ 概要

比較的安定状態にある認知症の要介護者又は要支援者が、少人数（５人～９人）の家庭的な環境のもと、共同生活をおくる認知症高齢者のためのグループホームで、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

■ 対象者

入居にあたっては、入居申込者が認知症の状態にあることを主治医の診断書等で確認します。

ただし、少人数による共同生活に支障のない人が対象ですので、認知症の原因である疾患が急性の状態にある人については、入居対象者とはなりません。

また、要支援１の方は入居対象者とはなりません。

■ 標準的な費用

利用する施設の種類と要介護度・要支援度により異なります。

○ 認知症対応型共同生活介護の場合（１日につき）

要介護度	通常の場合		短期利用の場合	
	１ユニット注)	２ユニット注) 以上	１ユニット注)	２ユニット注) 以上
要介護１	7,650円	7,530円	7,930円	7,810円
要介護２	8,010円	7,880円	8,290円	8,170円
要介護３	8,240円	8,120円	8,540円	8,410円
要介護４	8,410円	8,280円	8,700円	8,580円
要介護５	8,590円	8,450円	8,870円	8,740円

注）ユニット：共同生活住居（入所者の自立的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた住居）

○ 介護予防認知症対応型共同生活介護の場合（１日につき）

	通常の場合	短期利用の場合
要支援２	7,610円	7,890円

※ 上記の各金額及び加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

入居した日から起算して30日以内の期間について （短期利用共同生活介護費及び 介護予防短期利用共同生活介護費を除く。）	初期加算として300円（1日につき）

※　この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食材料費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用
共同生活をするための「家賃」に相当する費用（利用者が負担します）

■　手続き

認知症対応型共同生活介護事業所又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（こちらをご参照ください。）にお問合せください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

たとえば
- 定員 29 人以下の有料老人ホームで介護などの世話を受けたい

ときに

■ 概要

介護サービス事業所の指定を受けた入居定員 29 人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居している要介護者が、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所については、こちらをご参照ください。

■ 標準的な費用

（１日につき）

要介護度	通常の場合	短期利用の場合
要介護１	5,460 円	5,460 円
要介護２	6,140 円	6,140 円
要介護３	6,850 円	6,850 円
要介護４	7,500 円	7,500 円
要介護５	8,200 円	8,200 円

※　上記の各金額及び下記加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練が行われている場合	120 円（１日につき）

※　この他、サービス内容等によって別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用
特定施設を利用するための一時金・家賃に相当する費用（利用者が負担します）

■ 手続き

地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

生活介護が中心の施設です

■ 概要

入所定員が 29 人以下の老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

■ 対象者

身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1]	多　床　室[注1]	ユニット型個室[注1]	ユニット型個室的多床室[注1]
要介護１	6,000 円	6,000 円	6,820 円	6,820 円
要介護２	6,710 円	6,710 円	7,530 円	7,530 円
要介護３	7,450 円	7,450 円	8,280 円	8,280 円
要介護４	8,170 円	8,170 円	9,010 円	9,010 円
要介護５	8,870 円	8,870 円	9,710 円	9,710 円

注 1)　多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注 2)] が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注 2)] が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※　各室とも、その他面積基準等があります。

注 2)　ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた施設

※　上記の各金額及び加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、上記以外にも費用がかかる場合があります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練が行われている場合	120 円（１日につき）
専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師が一定数以上配置されている場合	250 円（１日につき）

※　この他、サービス内容等によって、別途費用がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、居住費・食費が原則４分の３に軽減されることがあります。
（詳しくは市町にお問い合わせください。）

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費）

■　人員配置

医師、生活相談員、介護職員及び看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員

■　設備

居室、食堂及び機能訓練室、静養室、浴室、洗面所、便所、医務室

■　手続き

入所を希望する指定地域密着型介護老人福祉施設（こちらをご参照ください。）にお問合せください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。



看護小規模多機能型居宅介護

たとえば
- 住み慣れた地域での生活を継続できるよう、
 通い・訪問・宿泊を組み合わせたサービスを受けたい
 ときに

■ 概要

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した複合型サービスであり、要介護者の様態や希望に応じ、通い・泊まり・訪問（介護・看護）を柔軟に組み合わせることで、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するサービスです。

■ 標準的な費用

	通常の場合（１月につき）		短期利用の場合（１日につき）
	同一建物に居住する者以外	同一建物に居住する者	
要介護１	124,470円	112,140円	5,710円
要介護２	174,150円	156,910円	6,380円
要介護３	244,810円	220,570円	7,060円
要介護４	277,660円	250,170円	7,730円
要介護５	314,080円	282,950円	8,390円

※　上記の各金額及び下記加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

※　サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることになっています。

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

登録した日から起算して30日以内の期間（短期利用の場合を除く。）	300円（１日につき）

※　この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、食費・宿泊費が原則４分の３に軽減されることがあります。
（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

※　サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。また、看護小規模多機能型居宅介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

※　なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

介護サービス情報の公表制度

介護サービスを選ぼうと思っても、事業所がたくさんありすぎて、どの事業所が自分にあっているか分からない時や、事業所の違いや特徴を知りたいといった場合に、インターネットを通じて介護サービス事業者の情報を入手できます。

■　公表されている情報

公表されている介護サービス情報には、「基本情報」と「運営情報」があります。

基本情報	職員体制や利用料金などの基本的な事実情報
運営情報	介護サービスに関するマニュアルの有無や介護サービスの質の確保のために講じている措置など、事業所における介護サービスの内容・運営状況に関する情報

事業所から報告された情報についてインターネットを通じて公表します。

この情報をご覧になるには・・・

検索エンジンにより、介護事業所検索で検索し、「介護サービス情報公表システム」から広島県をお選びいただくか、下記のホームページをご覧ください。

⇒厚生労働省ホームページ：https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/

■　対象事業者

次のサービスを提供している事業者が対象です。

1. 訪問介護
2. 訪問入浴介護
3. 訪問看護
4. 訪問リハビリテーション
5. 通所介護
6. 通所リハビリテーション
7. 短期入所生活介護
8. 短期入所療養介護
9. 特定施設入居者生活介護
10. 福祉用具貸与
11. 特定福祉用具販売
12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
13. 夜間対応型訪問介護
14. 地域密着型通所介護
15. 認知症対応型通所介護
16. 小規模多機能型居宅介護
17. 認知症対応型共同生活介護
18. 地域密着型特定施設入居者生活介護
19. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
20. 看護小規模多機能型居宅介護
21. 居宅介護支援
22. 介護老人福祉施設
23. 介護老人保健施設
24. 介護医療院
25. 介護予防訪問入浴介護
26. 介護予防訪問看護
27. 介護予防訪問リハビリテーション
28. 介護予防通所リハビリテーション
29. 介護予防短期入所生活介護
30. 介護予防短期入所療養介護
31. 介護予防特定施設入居者生活介護
32. 介護予防福祉用具貸与
33. 特定介護予防福祉用具販売
34. 介護予防認知症対応型通所介護
35. 介護予防小規模多機能型居宅介護
36. 介護予防認知症対応型共同生活介護

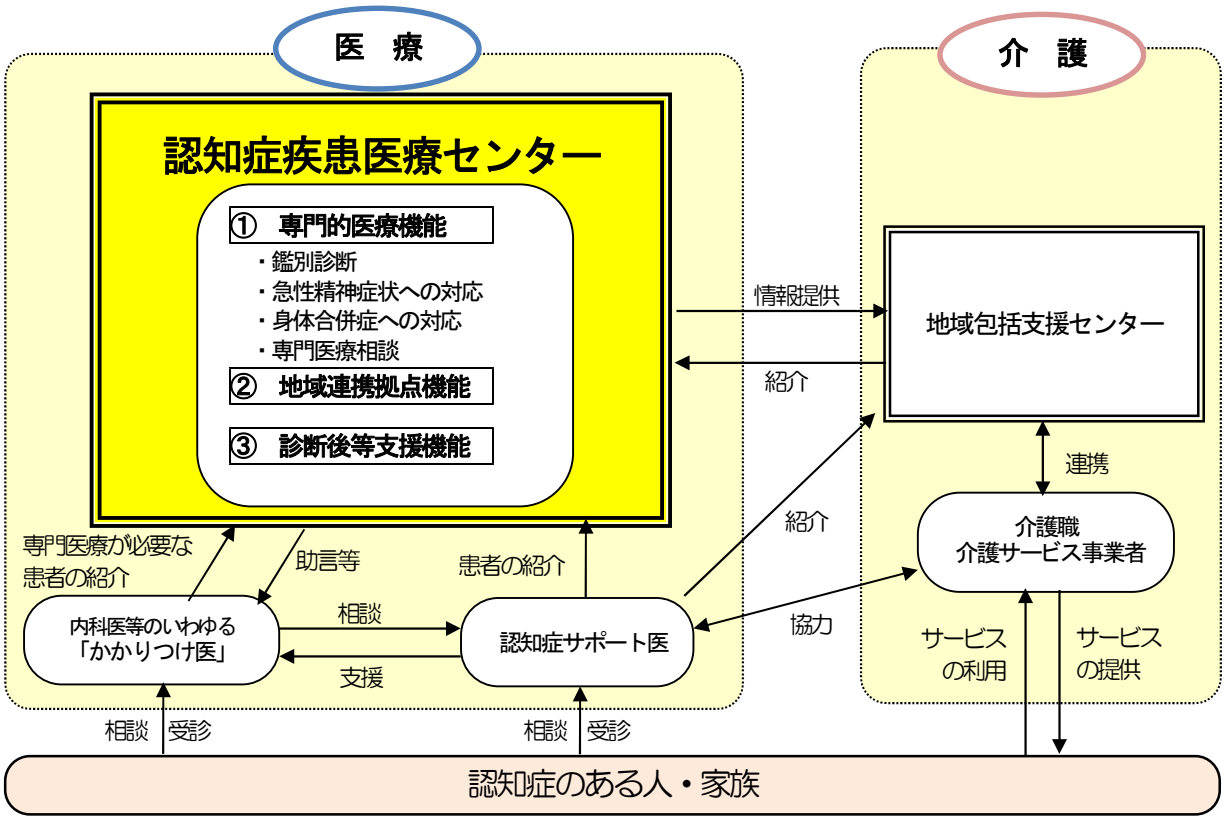
※　詳しい内容は、県のホームページに記載していますので、ご参照ください。

8 相談窓口

認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターでは、認知症疾患医療センター運営事業支援医療機関等と連携し、認知症疾患の鑑別診断、周辺症状や身体合併症に対する急性期医療等の専門医療を提供するほか、認知症医療についての専門相談や必要に応じて診断後支援に係る相談も行っています。

また、かかりつけ医や認知症サポート医、地域包括支援センター等の介護関係機関とも連携し、認知症疾患の早期診断から治療・介護方針の策定、適切な医療や介護サービスの提供につなげていきます。県内には、11か所の認知症疾患医療センターがあります(うち広島市設置分３か所)。



■ 問合せ先

医療機関名	所在地	専用電話番号
《認知症疾患医療センター（地域型）》		
医療法人社団更生会　こころホスピタル草津≪広島市設置≫	広島市西区草津梅が台10-1	082-270-0311
医療法人せのがわ　瀬野川病院　≪広島市設置≫	広島市安芸区中野東４丁目11-13	082-893-6266
地方独立行政法人広島市立病院機構　広島市北部医療センター安佐市民病院≪広島市設置≫	広島市安佐北区亀山南一丁目2番１号	082-815-5299
医療法人社団せがわ会　千代田病院	山県郡北広島町今田3860	0826-72-8262
医療法人社団知仁会　メープルヒル病院	大竹市玖波５丁目2-1	0827-57-7461
医療法人社団和恒会　ふたば病院	呉市広白石４丁目7-22	0823-70-0571
医療法人社団二山会　宗近病院	東広島市西条町御薗宇703	082-493-8651
医療法人大慈会　三原病院	三原市中之町６丁目31-1	0848-61-5515
医療法人社団緑誠会　光の丘病院	福山市駅家町向永谷302	084-976-1412
医療法人永和会　下永病院	福山市金江町藁江590-1	084-939-6211
《認知症疾患医療センター（連携型）》		
医療法人微風会　三次神経内科クリニック花の里	三次市十日市東４丁目3-10	0120-870-318

認知症高齢者の精神保健相談等

■　市町・保健所

○　普及・啓発

精神科医、精神保健福祉相談員等が、健康教育等により、高齢者の認知症の予防等について、普及・啓発を行っています。

○　精神保健福祉相談

相談窓口を設置し、精神科医、精神保健福祉相談員等が、高齢者の認知症等に関する不安や悩み、介護方法等について相談をお受けします。

○　訪問指導

精神科医、精神保健福祉相談員、保健師が認知症高齢者の家庭を訪問し、本人又は家族の相談・支援をします。

○　問合せ

市町の担当課又は最寄りの保健所（P142、P150）

■　精神保健福祉センター

心の悩みや精神疾患等、心の健康について相談を行っています。

広島県立総合精神保健福祉センター	〒731-4311 安芸郡坂町北新地２丁目3-77 ☎（082）884-1051
広島市精神保健福祉センター	〒730-0043 広島市中区富士見町 11−27 ☎（082）245-7731

■　こころの電話相談

○　こころの健康づくり、こころの悩み、うつ病、精神疾患などについての相談をお受けしています。

電話	080-8230-6037
開設日時	毎週水曜日・土曜日（祝日・年末年始除く） 9:00～16:30（12:00～13:00 を除く）

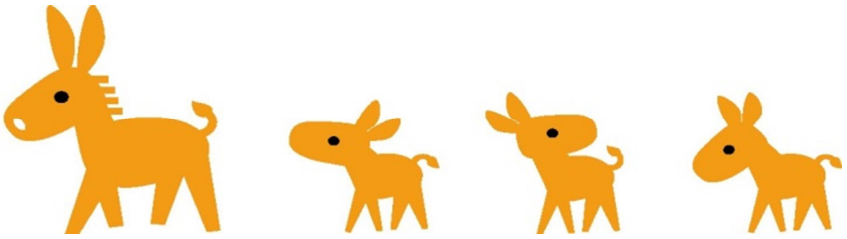
認知症相談

認知症に関する疑問、介護の方法、ご本人・介護者・家族の悩みなどについての相談を受け付けています。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。（ただし、通話料は御負担いただきます。）

■　認知症電話相談

機関・相談員		受付時間	電話番号
広島県地域包括ケア推進センター			
	認知症の人と家族の会広島県支部	火曜日 13時～16時30分	（082）553-5353
	広島県社会福祉士会	木曜日 13時～16時30分	（082）569-6501
広島市認知症コールセンター			
	認知症の人と家族の会広島県支部	月曜日・水曜日 12時～16時	（082）254-3821
広島県若年性認知症サポートルーム		月～金曜日 10時～12時、 13時～16時	（082）513-3203

※　祝日、年末年始を除きます。



認知症サポーターキャラバン

キャラクター　ロバ隊長

地域包括支援センター

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護だけでなく生活や権利擁護など、幅広く様々な相談に応じ、関係機関との調整を行いながら、適切なサービスの利用につなげていきます。

■　相談体制

相談内容	介護予防サービスの利用、生活相談、介護に関する相談、高齢者虐待や成年後見制度の利用などの権利擁護相談など
相談日・時間	月曜日～金曜日の８：30～17：15 が一般的ですが、 センターによっては、土曜日や、夜間・深夜でも対応しているところがあります。
職　　員	主に社会福祉士が対応しますが、 この他にも保健師、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などが配置されています。
相談方法	電話、来所、手紙、FAX など。 必要に応じ、相談者の自宅にも出向いて、相談等にお応えします。

■　実施体制

市町が直接設置しているセンターと、社会福祉法人などが市町から受託して運営しているセンターがあります。

地域によっては、より身近な相談窓口として、ブランチやサブセンター（支所）が設置されています。

■　費用負担

無

■　問合せ先

P146（又はこちらをご参照ください。）

老人介護支援センター

地域包括支援センターのほかにも、地域の相談機関として「老人介護支援センター」が設置されています。

センターによって対応する職員の体制や時間は異なりますが、無料で、電話や来所による高齢者やその家族などからの相談に対応し、助言や支援を行います。

医療安全支援センター

医療に関する心配事や相談に対して、専門の相談員が、相談者のプライバシーに配慮して、中立的な立場から助言や情報提供を行っています。

なお、広島市や呉市、福山市にもそれぞれ、相談窓口が設置されており、専門の相談員等が相談を受け付けています。

名称	電話番号	受付時間等
広島県医療安全支援センター （広島県庁本館6階）	（082）513-3058	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） 13時～16時 ※相談方法：電話・面談（要予約） ※診療内容の是非や過失の有無の判断はできません。
広島市医療安全相談窓口 （広島市医療安全支援センター） （広島市役所本庁舎13階）	（082）504-2051	月曜～金曜日 （祝日、年末年始及び8月6日は除く） 9時～15時 ※相談方法：電話・面談（電話予約が必要） ※診療内容の是非や過失の有無の判断はできません。
呉市医療安全相談窓口 （すこやかセンターくれ5階）	（0823）25-3534	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） 8時30分～17時15分 ※相談方法：電話・面談（電話予約が必要） ※診療内容の是非や過失の有無の判断はできません。
福山市医療安全相談窓口 （福山すこやかセンター5階）	（084）928-1164	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） 9時～12時、13時～16時 ※相談方法：電話・面談（電話予約が必要） ※診療内容の是非や過失の有無の判断はできません。

お薬に関する相談窓口

お薬については様々な不安があることと思います。（例　飲み合わせ、飲み忘れ、副作用、など）
お薬の相談に関しては、処方箋を発行した医師や、調剤を行った薬剤師にご相談ください。
また、次の相談窓口でも相談を受け付けています。

名称	電話番号	受付時間等
（公社）広島県薬剤師会 お薬相談電話	（082）567-6093	月曜～金曜日 （祝日、お盆休み、年末年始は除く） 10時～12時、 13時～15時 ※電話相談のみ ※診断・治療に関するご相談は対象外です。 ※ご相談は、原則としてご本人からの電話に限ります。

薬局による在宅訪問に関する相談窓口

在宅医療や介護サービスを受けている方のお薬の管理については、様々な不安があることと思います。（例　飲み忘れが目立つ、残薬が多い、など）
次の相談窓口では、在宅訪問サービスを行う薬局に関する相談を受け付けています。
なお、お薬全般の相談に関しては、処方箋を発行した医師、調剤を行った薬剤師、又は広島県薬剤師会お薬相談電話（082-567-6093）にご相談ください。

名称	郵便番号及び住所	電話番号	受付時間等
広島県薬剤師会在宅訪問相談窓口 （県内全域） ※各担当窓口の紹介を行っています。	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-1 （窓口での対応は行っていません。電話のみ）	0120-093-936 （広島県薬剤師会内）	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） 9時～17時
広島市薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-1	（082）506-1255 （広島市薬剤師会内）	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） 10時～17時 ※不定休あり
安佐薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒731-0223 広島市安佐北区可部南2-2-2 岡田ビル301号	（082）562-2973 （安佐薬剤師会内）	月曜～金曜日 （祝日、お盆、年末年始は除く） 10時～17時
安芸薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒735-0026 安芸郡府中町桃山一丁目18-20	（082）282-4440 （安芸薬剤師会内）	

名称	郵便番号及び住所	電話番号	受付時間等
広島佐伯薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒731-5124 広島市佐伯区皆賀 2-2-23	（082）924-5957 （広島佐伯薬剤師会内）	月曜～水曜日、金曜日 9時～１８時 木曜日、土曜日 9時～12 時 （祝日、年末年始は除く） ※不定休あり
大竹市薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒739-0611 大竹市新町１－２－７	（0827）28-6180 （おおたけ駅前薬局内）	月曜～金曜日 8時30分～ 13時 14時30分～ 18時30分 土曜日 8時30分～ 12時30分 （祝日、年末年始は除く）
廿日市市薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒738-0033 廿日市市串戸 2-17-5	（0829）32-0300 （廿日市市薬剤師会内）	月曜～金曜日 9時～18 時 土曜日 9時～17 時 （祝日、年末年始は除く） ※不定休あり
東広島薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒739-0003 東広島市西条町土与丸 1113 番地　東広島保健医療センター３階	090-9803-2726 （東広島薬剤師会内）	月～金曜日 9時～18 時 （日曜・祝日・年末年始は除く）
呉市薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒737-0046 呉市中通 1-4-2	（0823）21-4695 （呉市薬剤師会内）	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） 10時～17時 ※不定休あり
福山市薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒720-0815 福山市野上町 3-12-1	（084）924-6625 （福山市薬剤師会野上薬局内）	
三原薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒723-0051 三原市宮浦 1-20-36	（0848）64-8079 （三原薬剤師会センター薬局内）	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） 9時～17時
尾道薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒722-038 尾道市天満町 13-14	（0848）20-0353 （尾道薬剤師会内）	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） 11時30分～ 15時30分
因島薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒722-2211 尾道市因島中庄町 4895-26	（0845）24-3661 （寺西薬局内）	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） 10時～17時 ※不定休あり
三次薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒728-0023 三次市東酒屋町 587-1	080-2930-7444 （ファーマシィ薬局健美内）	

消費生活相談

「商品やサービスの料金に納得できない」「言葉巧みに高額な商品を売りつけられた」ことはありませんか？
訪問販売や電話勧誘販売などで高齢者が被害に遭いやすい傾向にあります。
困ったら一人で悩まず、お住まいの地域の相談窓口へ。

県・市町の相談窓口

名　称	郵便番号	住　　所	電話番号	受付時間等
広島市消費生活センター	730-0011	広島市中区基町６-27 アクア広島センター街８階	(082) 225-3300	月・水・木・金・土曜日（祝日、年末年始は除く） 10時～18時
呉市消費生活センター	737-8501	呉市中央 4-1-6 呉市役所１階 市民相談室内	(0823) 25-3218	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 8時30分～16時30分（12時～13時は休み）
竹原市消費生活相談室	725-8666	竹原市中央 5-6-28 竹原市役所４階産業振興課内	(0846) 22-6965	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 10時～16時（12時～13時は休み）
三原市消費生活センター	723-8601	三原市港町 3-5-1 三原市役所本庁舎３階 商工振興課内	(0848) 67-6410	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～16時（12時～13時は休み）
尾道市消費生活センター	722-8501	尾道市久保 1-15-1 尾道市役所１階商工課内	(0848) 37-4848	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～17時（12時～13時は休み）
福山市消費生活センター	720-8501	福山市東桜町 3-5 福山市役所本庁舎１階	(084) 928-1188	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～16時（12時～13時は休み）
府中市消費生活センター	726-8601	府中市府川町 315 府中市役所南棟１階	(0847) 44-9188	月曜、火曜、木曜、金曜日（祝日、年末年始は除く） 10時～16時（12時～13時は休み）
三次市消費生活センター	728-8501	三次市十日市中２-８-１ 三次市役所東館１階市民課内	(0824) 62-6222	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ※ただし、木曜日は相談員は不在 ９時～16時（12時～13時は休み）
庄原市消費生活センター	727-8501	庄原市中本町１-10-１ 庄原市役所１階市民生活課内	(0824) 73-1228	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～16時（12時～13時は休み）
大竹市消費生活センター	739-0692	大竹市小方１-11-１ 大竹市役所３階産業振興課内	(0827) 57-3236	火曜、金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～16時（12時～13時は休み）
東広島市消費生活センター	739-8601	東広島市西条栄町 8-29 東広島市役所北館１階 市民生活課内	(082) 421-7189	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～17時（12時～13時は休み）
廿日市市消費生活センター	738-8501	廿日市市下平良１-11-１ 廿日市市役所１階人権・市民生活課内	(0829) 31-1841	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～16時（12時～13時は休み）
安芸高田市消費生活相談窓口	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791 安芸高田市役所第２庁舎２階	(0826) 42-1143	木曜日（祝日、年末年始は除く） 9時30分～16時（12時～13時は休み）
江田島市消費生活相談窓口	737-2297	江田島市大柿町大原 505 番地 江田島市役所４階危機管理課内	(0823) 43-1843	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～16時（12時～13時は休み） ※金曜日は、15時まで
府中町消費生活相談コーナー	735-8686	安芸郡府中町大通 3-5-1 府中町役場１階自治振興課内	(082) 286-3128	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～16時（12時～13時は休み）
海田町消費生活相談窓口	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14-17 海田町役場３階地域みらい課内	(082) 823-9219	木曜日（祝日、年末年始は除く） ９時30分～16時（12時～13時は休み）

名　称	郵便番号	住　　所	電話番号	受付時間等
熊野町消費生活相談窓口	731-4292	安芸郡熊野町中溝 1-1-1 熊野町役場２階生活環境課内	(082) 820-5636	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 10時～16時（12時～13時は休み） ※ただし、相談員の勤務は月・水曜日のみ
坂町消費生活相談窓口	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1 坂町役場２階企画財政課内	(082) 820-1535	木曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～16時（12時～13時は休み）
安芸太田町消費生活相談所	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1 安芸太田町役場東館１階 産業観光課内	(0826) 28-1961	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～16時（12時～13時は休み）
北広島町消費生活相談室	731-1533	山県郡北広島町有田 495-1 北広島町人権・生活総合相談センター	(0826) 72-5571	木曜日（祝日、年末年始は除く） 10時～16時
大崎上島町消費生活相談窓口	725-0231	豊田郡大崎上島町東野 6625-1 大崎上島町役場地域経営課内	(0846) 65-3123	奇数月の第１金曜日（祝日、年末年始は除く） 10時～15時（12時～13時は休み）
世羅町生活安全相談窓口	722-1192	世羅郡世羅町西上原 123-1 世羅町役場総務課内	(0847) 22-1111 （代表）	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 10時～16時（12時～13時は休み）
神石高原町消費生活相談窓口	720-1522	神石郡神石高原町小畠 1701 神石高原町役場 未来創造課内	(0847) 89-3088	月曜～木曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～16時（12時～13時は休み）
広島県消費生活センター ※お住まいの市町で相談窓口を開いていない日やお住まいの市町での相談を希望しない場合などの相談に応じています。	730-8511	広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎１階	(082) 223-6111	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ９時～17時

広島県ではメールによる消費者トラブルの相談を受け付けています。
相談のための専用フォームは広島県消費者啓発情報サイトまたは、こちらのＱＲコードから。



「広島県消費生活センター」で検索　検索

県民相談

県民からの、行政に関する相談、民事（近隣トラブル、個人間金銭貸借等）相談、家事（相続、離婚、家庭内問題等）相談、交通事故相談に応じています。
また、オンラインでの相談も受け付けています。申込はこちらのＱＲコードから。

県　民　相　談　窓　口

名　称	郵便番号	住　　所	電話番号	受付時間等
広島県県民相談室 （環境県民局 消費生活課）	730-8511	広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎１階	(082) 223-8811	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） ９時～17時
東部地域県民相談室	720-8511	福山市三吉町 1-1-1 東部総務事務所内	(084) 931-5522	月曜～金曜日 （祝日、年末年始は除く） ９時15分～16時 （12時～13時は休み）
北部地域県民相談室	728-0013	三次市十日市東 4-6-1 北部総務事務所内	(0824) 62-5522	

警察の相談電話

広島県警察では、高齢者にふりかかる各種犯罪や事故等の防止、防犯問題などの困りごとに関して相談に応じています。

名称【担当課】	相談内容	電話番号
警察安全相談電話 【警察安全相談課】	犯罪・防犯など、警察で対応できる問題についての相談	（082）228-9110 携帯電話、プッシュ回線は局番なしの#9110
悪質商法相談電話 【生活環境課】	悪質商法やヤミ金融に関する相談	（082）221-4194
性犯罪相談電話 【捜査第一課】	性犯罪被害に関する相談	【24 時間対応】 0120-630-110 携帯電話、プッシュ回線は局番なしの#8103
サイバー犯罪に関する相談 【サイバー犯罪対策課】	サイバー犯罪に関する相談（警察庁統一窓口（メール相談）による相談となります）	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police3/cyber110-jyoho-soudan.html
拳銃１１０番 【組織犯罪対策第三課】	拳銃等銃器に関する情報提供および相談	【24 時間対応】 （0120）10-3774
覚醒剤・麻薬相談電話 【組織犯罪対策第三課】	違法な薬物に関する情報提供および相談	（082）227-4989

※【２４時間対応】について、月～金　８：３０～１７：１５以外の時間及び休日、年末年始は、担当者以外が対応する場合があります。

運転免許などのお問い合わせ先電話番号

安全運転相談・ 運転免許証の自主返納	広島県警察本部 広島県運転免許センター 東部運転免許センター	（082）228-0110 （代表電話） （電話交換に、安全運転相談又は自主返納の係に繋ぐようお申し付けください。）
	安全運転相談ダイヤル	携帯電話、プッシュ回線は局番なしの＃８０８０
	最寄りの警察署交通課	P152

9 連絡先一覧

市　　町

各市町によって組織名称が異なりますが、高齢者の福祉については、広島市では区の福祉事務所（P151）、その他の市及び町では市町福祉事務所（P151）又は、高齢者支援課、福祉保健課、住民課、福祉課などで取り扱っています。

市　　町	郵便番号	所在地	電話番号
広　島　市	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6-34	(082) 245-2111
呉　市	737-8501	呉市中央4丁目1-6	(0823) 25-3100
竹　原　市	725-8666	竹原市中央5丁目6-28	(0846) 22-7719
三　原　市	723-8601	三原市港町3丁目5-1	(0848) 64-2111
尾　道　市	722-8501	尾道市久保1丁目15-1	(0848) 38-9111
福　山　市	720-8501	福山市東桜町3-5	(084) 921-2111
府　中　市	726-8601	府中市府川町315	(0847) 44-9099
三　次　市	728-8501	三次市十日市中2丁目8-1	(0824) 62-6111
庄　原　市	727-8501	庄原市中本町1丁目10-1	(0824) 73-1111
大　竹　市	739-0692	大竹市小方1丁目11-1	(0827) 59-2111
東　広　島　市	739-8601	東広島市西条栄町8-29	(082) 422-2111
廿　日　市　市	738-8501	廿日市市下平良1丁目11-1	(0829) 20-0001
安　芸　高　田　市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	(0826) 42-2111
江　田　島　市	737-2297	江田島市大柿町大原505	(0823) 43-1111
府　中　町	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1	(082) 286-3111
海　田　町	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17	(082) 822-2121
熊　野　町	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1	(082) 820-5600
坂　町	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1	(082) 820-1500
安　芸　太　田　町	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内236	(0826) 25-0250
北　広　島　町	731-1595	山県郡北広島町有田1234	(0826) 72-2111
大　崎　上　島　町	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	(0846) 65-3111
世　羅　町	722-1192	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847) 22-1111
神　石　高　原　町	720-1522	神石郡神石高原町小畠1701	(0847) 89-3330
世　羅　町	722-1192	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847) 22-1111

社会福祉協議会

住民の社会福祉に関する理解と関心を深め、社会福祉団体などの行う活動の連絡・調整を図ることにより、その地域における福祉活動を推進することを目的とする団体で、県・市町・政令市の区ごとに設立されています。

名　称	郵便番号	所　在　地	電話番号
広島県社会福祉協議会	732-0816	南区比治山本町12-2 県社会福祉会館内	(082) 254-3411
広島市社会福祉協議会	732-0822	南区松原町5-1 広島市総合福祉センター内	(082) 264-6400
中区事務所	730-0051	中区大手町4-1-1　大手町平和ﾋﾞﾙ5階中区地域福祉ｾﾝﾀｰ内	(082) 249-3114
東区事務所	732-8510	東区東蟹屋町9-34　東区総合福祉センター内	(082) 263-8443
南区事務所	734-8523	南区皆実町1-4-46　南区役所別館内	(082) 251-0525
西区事務所	733-8535	西区福島町2-24-1　西区地域福祉センター内	(082) 294-0104
安佐南区事務所	731-0194	安佐南区中須1-38-13　安佐南区総合福祉センター内	(082) 831-5011
安佐北区事務所	731-0221	安佐北区可部3-19-22　安佐北区総合福祉センター内	(082) 814-0811
安芸区事務所	736-8555	安芸区船越南3-2-16　安芸区総合福祉センター内	(082) 821-2501
佐伯区事務所	731-5135	佐伯区海老園1-4-5　佐伯区地域福祉センター内	(082) 921-3113
呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市中央5-12-21　呉市福祉会館内	(0823) 25-3509
川尻安浦支所	737-2603	呉市川尻町西2-3-33　川尻福祉センターふれあい内	(0823) 87-6555
音戸倉橋支所	737-1211	呉市音戸町畑3-25-2	(0823) 69-7730
安芸灘支所	737-0403	呉市蒲刈町田戸2308-1　蒲刈高齢者生活福祉センター内	(0823) 66-1717
豊浜分所	734-0101	呉市豊浜町豊島3526-15　豊浜まちづくりセンター内	(0823) 67-1310
竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央3-13-5　ふくしの駅内	(0846) 22-5131
三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町1-2-1　三原市総合保健福祉センター内	(0848) 63-0570
三原地域センター			
本郷地域センター	729-0417	三原市本郷南5-23-1　本郷保健福祉センター内	(0848) 86-3607
久井地域センター	722-1412	三原市久井町和草1906-1　久井保健福祉センター内	(0847) 32-7101
大和地域センター	729-1321	三原市大和町和木1538-1　大和保健福祉センター内	(0847) 34-1214
梅林の里	723-0065	三原市西野3-7-1	(0848) 61-0819
尾道市社会福祉協議会	722-0017	尾道市門田町22-5　尾道市総合福祉センター内	(0848) 22-8385
御調支所	722-0311	尾道市御調町市107-1　御調保健福祉センター内	(0848) 76-1231
向島支所	722-0073	尾道市向島町5888-1　愛あいセンター内	(0848) 45-2113
因島支所	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1　因島総合福祉保健センター内	(0845) 22-6562
瀬戸田支所	722-2416	尾道市瀬戸田町林1288-7　瀬戸田福祉保健センター内	(0845) 27-3846
福山市社会福祉協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22　福山すこやかセンター内	(084) 928-1330
新市事務所	729-3103	福山市新市町新市1061-1　新市支所内	(0847) 52-5115
新市事務所北部分所	720-1132	福山市駅家町倉光37-1 北部支所内	(084) 976-7050
神辺事務所	720-2123	福山市神辺町川北1151-1　かんなべ市民交流センター内	(084) 963-3366
松永事務所	729-0104	福山市松永町3-1-29　西部市民センター内	(084) 930-4110
松永事務所沼隈内海分所	720-0311	福山市沼隈町草深1889-6　沼隈支所内	(084) 980-7722
東部事務所	721-0915	福山市伊勢丘6-6-1　東部市民センター内	(084) 948-0766

名　称	郵便番号	所　在　地	電話番号
府中市社会福祉協議会	726-0011	府中市広谷町919-3　保健福祉総合センターリ・フレ内	(0847) 47-1294
上　下　支　所	729-3431	府中市上下町上下869-5	(0847) 62-2566
三次市社会福祉協議会	728-0013	三次市十日市東3-14-1　三次市福祉保健センター内	(0824) 63-8975
君　田　支　所	728-0401	三次市君田町東入君644-1　三次市君田支所内	(0824) 53-2964
布　野　支　所	728-0201	三次市布野町上布野11093-1　布野保健福祉センター内	(0824) 54-2042
作　木　支　所	728-0124	三次市作木町下作木1503　作木老人福祉センター内	(0824) 55-2119
吉　舎　支　所	729-4211	三次市吉舎町吉舎723-1　吉舎保健センター内	(0824) 43-3301
三　良　坂　支　所	729-4304	三次市三良坂町三良坂5042-1　三次市三良坂支所内	(0824) 44-2182
三　和　支　所	729-6702	三次市三和町敷名11460-2　みわ総合福祉センター内	(0824) 52-3143
甲　奴　支　所	729-4102	三次市甲奴町西野592　甲奴健康づくりセンターゆげんき内	(0847) 67-2075
江　水　園	728-0131	三次市作木町香淀655	(0824) 55-3388
三次西健康づくりセンター	728-0026	三次市日下町143-1	(0824) 65-0321
庄原市社会福祉協議会	727-0013	庄原市西本町4-5-26 庄原市ふれあいセンター内	(0824) 72-7120
庄原地域センター			(0824) 72-5151
西城地域センター	729-5742	庄原市西城町中野1339　西城保健福祉総合センターしあわせ館内	(0824) 82-2953
東城地域センター	729-5121	庄原市東城町川東1175　庄原市役所東城支所内	(08477) 2-0488
口和地域センター	727-0114	庄原市口和町永田415-4　口和老人福祉センター内	(0824) 89-2320
高野地域センター	727-0402	庄原市高野町新市1150-1　高野保健福祉センター内	(0824) 86-3044
比和地域センター	727-0301	庄原市比和町比和792　比和ふれあいセンター内	(0824) 85-2300
総領地域センター	729-3703	庄原市総領町下領家71　総領保健福祉センター内	(0824) 88-2796
大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄2-4-1　大竹市総合福祉センター内	(0827) 52-2211
東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸1108　東広島市総合福祉センター内	(082) 423-2800
黒　瀬　支　所	739-2612	東広島市黒瀬町丸山1286-1	(0823) 82-2026
福　富　支　所	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1	(082) 435-2247
豊　栄　支　所	739-2311	東広島市豊栄町乃美2841-1	(082) 432-2083
河　内　支　所	739-2201	東広島市河内町中河内1206-1	(082) 420-7011
安芸津支所	739-2402	東広島市安芸津町三津4398	(0846) 45-0201
廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮1-13-1　山崎本社みんなのあいプラザ内	(0829) 20-0294
佐伯事務所	738-0222	廿日市市津田4109　佐伯社会福祉センター内	(0829) 72-0868
吉和事務所	738-0301	廿日市市吉和1771-1　吉和福祉センター内	(0829) 77-2883
大野事務所	739-0492	廿日市市大野1-1-1　大野支所内	(0829) 55-3294
宮島事務所	739-0506	廿日市市宮島町960-2　宮島福祉センター内	(0829) 44-2785
安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2　安芸高田市保健センター内	(0826) 42-2941
八千代支所	731-0303	安芸高田市八千代町佐々井1391-1　八千代文化施設フォルテ内	(0826) 52-2941
美土里支所	731-0612	安芸高田市美土里町本郷1775　安芸高田市役所美土里支所内	(0826) 59-2941
高宮支所	739-1802	安芸高田市高宮町佐々部983-2　安芸高田市役所高宮支所内	(0826) 57-2941
甲田支所	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1490-1　ふれあいセンターこうだ内	(0826) 45-2941
向原支所	739-1201	安芸高田市向原町坂185-1　安芸高田市役所向原支所内	(0826) 46-2941
江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060　能美福祉センター内	(0823) 40-2501
府中町社会福祉協議会	735-0023	府中町浜田本町5-25　マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター内	(082) 285-7278

名　称		郵便番号	所　在　地	電話番号
海田町社会福祉協議会		736-0066	海田町中店8-33　ひのうらセンター内	(082) 820-0294
熊野町社会福祉協議会		731-4214	熊野町中溝1-11-1　熊野町地域福祉会館内	(082) 855-2855
坂町社会福祉協議会		731-4312	坂町平成ヶ浜1-3-19　平成ヶ浜福祉センター内	(082) 885-2611
安芸太田町社会福祉協議会		731-3702	安芸太田町中筒賀2802-5　筒賀福祉センター内	(0826) 32-2226
	筒賀本所			
	戸河内支所	731-3810	安芸太田町戸河内800-1　安芸太田町地域支援センター内	(0826) 28-1505
北広島町社会福祉協議会		731-2104	北広島町大朝2513-1　大朝福祉センター内	(0826) 82-2680
	芸北支所	731-2323	北広島町川小田10075-5　北広島町役場芸北支所内	(0826) 35-0144
	千代田支所	731-1533	北広島町有田1234　北広島町まちづくりセンター内	(0826) 72-4670
	豊平支所	731-1711	北広島町戸谷1088-1　北広島町役場豊平支所内	(0826) 83-0050
大崎上島町社会福祉協議会		725-0401	大崎上島町木江5-9　木江保健福祉センター内	(0846) 62-1718
	大崎支所	725-0301	大崎上島町中野4098-7　大崎老人福祉センター内	(0846) 64-4178
	東野支所	725-0231	大崎上島町東野6625-1　東野保健福祉センター内	(0846) 65-2210
世羅町社会福祉協議会		722-1121	世羅町西上原426-3	(0847) 22-3162
	世羅西支所	722-1701	世羅町小国3393　世羅町役場せらにし支所内	(0847) 37-1335
神石高原町社会福祉協議会		720-1522	神石高原町小畠1748　小畠交流会館内	(0847) 85-2330
	三和事務所			
	油木事務所	720-1812	神石高原町油木乙1858　ゆき総合センター内	(0847) 82-0707
	神石事務所	729-3511	神石高原町高光2559　じんせき総合センター内	(0847) 87-0125
	豊松事務所	720-1704	神石高原町下豊松741　とよまつ総合センター内	(0847) 84-2259



地域包括支援センター

※　令和８年４月１日現在の施設です。

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予防支援
広島市	広島市基町地域包括支援センター	730-0011	中区基町 19-2-425	(082) 502-7955	○
	広島市幟町地域包括支援センター	730-0004	中区東白島町 13-26	(082) 222-6608	○
	広島市国泰寺地域包括支援センター	730-0046	中区昭和町 12-2	(082) 249-0600	○
	広島市吉島地域包括支援センター	730-0825	中区光南一丁目 4-6	(082) 545-1123	○
	広島市江波地域包括支援センター	730-0834	中区江波二本松二丁目 6-27	(082) 296-4833	○
	広島市福木・温品 地域包括支援センター	732-0032	東区上温品一丁目 11-27-101	(082) 280-2330	○
	広島市戸坂地域包括支援センター	732-0003	東区戸坂中町 2-29	(082) 516-0051	○
	広島市牛田・早稲田 地域包括支援センター	732-0066	東区牛田本町五丁目 1-2　７階	(082) 228-2033	○
	広島市二葉地域包括支援センター	732-0053	東区若草町 10-14 はらだビル２階	(082) 263-3864	○
	広島市大州地域包括支援センター	732-0802	南区大州一丁目１-26	(082) 581-6025	○
	広島市段原地域包括支援センター	732-0814	南区段原南一丁目 3-52 広島段原ショッピングセンター内２階	(082) 261-8588	○
	広島市翠町地域包括支援センター	734-0001	南区出汐二丁目 3-46	(082) 252-5500	○
	広島市仁保・楠那 地域包括支援センター	734-0025	南区東本浦町 26-8 たおビル２階	(082) 286-6112	○
	広島市宇品・似島 地域包括支援センター	734-0004	南区宇品神田三丁目 7-15 坂本ビル２階	(082) 252-6456	○
	広島市中広地域包括支援センター	733-0003	西区三篠町一丁目 8-21　２階	(082) 509-0288	○
	広島市観音地域包括支援センター	733-0031	西区観音町 16-19　３階	(082) 292-3582	○
	広島市己斐・己斐上 地域包括支援センター	733-0812	西区己斐本町二丁目 7-13	(082) 275-0087	○
	広島市古田地域包括支援センター	733-0872	西区古江東町 5-3-104	(082) 272-5173	○
	広島市庚午地域包括支援センター	733-0861	西区草津東二丁目 8-5	(082) 507-1210	○
	広島市井口台・井口 地域包括支援センター	733-0842	西区井口二丁目 5-19	(082) 501-6681	○
	広島市城山北・城南 地域包括支援センター	731-0103	安佐南区緑井六丁目 37-5- 102	(082) 831-1157	○
	広島市安佐・安佐南 地域包括支援センター	731-0121	安佐南区中須二丁目 19-6　３階	(082) 879-1876	○
	広島市高取北・安西 地域包括支援センター	731-0144	安佐南区高取北一丁目 17-41	(082) 878-9401	○
	広島市東原・祇園東 地域包括支援センター	731-0112	安佐南区東原三丁目 14-4	(082) 850-2220	○
	広島市祇園・長束 地域包括支援センター	731-0137	安佐南区山本一丁目 4-25	(082) 875-0511	○
	広島市戸山・伴・大塚 地域包括支援センター	731-3165	安佐南区伴中央二丁目５-12	(082) 849-5860	○
	広島市白木地域包括支援センター	739-1412	安佐北区白木町小越 218-2	(082) 828-3361	○
	広島市高陽・亀崎・落合 地域包括支援センター	739-1742	広島市安佐北区亀崎一丁目 1-6 フジグラン高陽２階	(082) 841-5533	○
	広島市口田地域包括支援センター	739-1733	安佐北区口田南七丁目 11-22	(082) 842-8818	○
	広島市三入・可部 地域包括支援センター	731-0211	安佐北区三入五丁目 16-31	(082) 516-6611	○
	広島市亀山地域包括支援センター	731-0231	安佐北区亀山四丁目 2-36	(082) 819-0771	○

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予防支援
広島市	広島市清和・日浦 地域包括支援センター	731-3361	安佐北区あさひが丘 三丁目 18-13-7-101	(082) 810-4688	○
	広島市瀬野川東地域包括支援センター	739-0311	安芸区瀬野二丁目 17-33	(082) 820-3711	○
	広島市瀬野川・船越 地域包括支援センター	739-0321	安芸区中野二丁目 15-7	(082) 893-1839	○
	広島市阿戸・矢野 地域包括支援センター	736-0083	安芸区矢野東六丁目 23-15	(082) 889-6605	○
	広島市湯来・砂谷 地域包括支援センター	738-0512	佐伯区湯来町白砂 82-4	(0829) 86-1241	○
	広島市五月が丘・美鈴が丘 地域包括支援センター	731-5114	佐伯区美鈴が丘西一丁目 3-9	(082) 208-5017	○
	広島市三和地域包括支援センター	731-5102	佐伯区五日市町石内 6405-1	(082) 926-0025	○
	広島市城山・五日市観音 地域包括支援センター	731-5141	佐伯区千同一丁目 30-6	(082) 924-7755	○
	広島市五日市地域包括支援センター	731-5127	佐伯区五日市 4-4-24 ISC ビル 2 階	(082) 924-0053	○
	広島市五日市南地域包括支援センター	731-5136	佐伯区楽々園四丁目 2-19-101	(082) 924-8051	○
呉市	呉市中央地域包括支援センター	737-0032	本町 9-13	(0823) 20-6307	○
	呉市天応・吉浦地域包括支援センター	737-0862	狩留賀町 3-16	(0823) 31-8390	○
	呉市昭和地域包括支援センター	737-0903	焼山西三丁目 4-17	(0823) 30-5666	○
	呉市宮原・警固屋 地域包括支援センター	737-0012	警固屋三丁目 6-29	(0823) 27-5444	○
	呉市東部地域包括支援センター	737-0112	広古新開二丁目 1-3	(0823) 76-3333	○
	呉市川尻・安浦地域包括支援センター	737-2516	安浦町中央一丁目 3-17	(0823) 70-6662	○
	呉市安芸灘地域包括支援センター	737-0403	蒲刈町田戸 2308-1	(0823) 66-1115	○
	呉市音戸・倉橋地域包括支援センター	737-1211	音戸町畑 3-25-2	(0823) 69-7780	○
竹原市	竹原市地域包括支援センター	725-0026	中央三丁目 13-5	(0846) 22-5494	○
三原市	三原市東部地域包括支援センター どりぃむ	723-0003	中之町六丁目 31-1	(0848) 61-4410	○
	三原市南部地域包括支援センター 三恵苑	723-0014	城町三丁目 7-1	(0848) 63-6775	○
	三原市中央地域包括支援センター 三原市医師会	723-0051	宮浦一丁目 15-16	(0848) 63-7100	○
	三原市西部地域包括支援センター大空	729-0414	下北方一丁目 6-5	(0848) 86-2450	○
	三原市北部地域包括支援センター はーもにー	722-1412	久井町和草 1906-1	(0847) 32-5007	○
尾道市	尾道市北部地域包括支援センター	722-0311	御調町市 107-1	(0848) 76-2495	○
	尾道市西部地域包括支援センター	722-0017	門田町 22-5	(0848) 21-1262	○
	尾道市東部地域包括支援センター	722-0051	東尾道 4-4	(0848) 56-0345	○
	尾道市地域包括支援センター	722-8503	新高山三丁目 1170-177 尾道市立市民病院内	(0848) 56-1212	○
	尾道市南部地域包括支援センター	722-2211	因島中庄町 1955	(0845) 24-1248	○
	尾道市南部地域包括支援センター 瀬戸田支所	722-2416	瀬戸田町林 1288-7	(0845) 27-3847	—
	尾道市向島地域包括支援センター	722-0073	向島町 5888-1	(0848) 41-9240	○
福山市	福山市地域包括支援センター三吉	721-0975	西深津町六丁目 6-10	(084) 973-0155	○
	福山市地域包括支援センター三吉町南	720-0032	三吉町南二丁目 11-22	(084) 927-9039	○

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予防支援
福山市	福山市地域包括支援センター南本庄	720-0077	南本庄三丁目 1-52	(084) 920-8161	○
	福山市地域包括支援センター野上	720-0815	野上町二丁目5-9	(084) 921-0210	○
	福山市地域包括支援センター箕島	721-0957	箕島町 5816-144	(084) 981-1856	○
	福山市地域包括支援センター多治米	720-0825	沖野上町二丁目 13-2	(084) 999-7330	○
	福山市地域包括支援センター赤坂	720-0843	赤坂町大字赤坂 1282-4	(084) 949-2170	○
	福山市地域包括支援センター南蔵王	721-0973	南蔵王町六丁目 16-54	(084) 940-1130	○
	福山市地域包括支援センター引野	721-0942	引野町五丁目 9-21	(084) 940-5090	○
	福山市地域包括支援センター坪生	721-0903	坪生町黒坂 7606	(084) 947-9090	○
	福山市地域包括支援センター水呑	720-0832	水呑町 3344-1	(084) 956-2310	○
	福山市地域包括支援センター水呑 サブセンター鞆	720-0202	鞆町後地 1296-2	(084) 982-3323	—
	福山市西南部地域包括支援センター	729-0105	南松永町二丁目 8-12	(084) 933-6272	○
	福山市西南部 地域包括支援サブセンター柳津	729-0114	柳津町 98-1	(084) 933-9898	—
	福山市西南部地域包括支援サブセンター 内海・沼隈	720-0392	沼隈町草深 1889-6	(084) 965-6702	—
	福山市北部地域包括支援センター	720-1132	駅家町倉光 435-2	(084) 976-0071	○
	福山市北部 地域包括支援サブセンター芦田	720-1264	芦田町福田 189-1	(084) 950-0071	—
	福山市北部 地域包括支援サブセンター駅家	720-1131	駅家町万能倉 96-1	(084) 977-0071	—
	福山市地域包括支援センター新市	729-3105	新市町下安井 3500	(0847) 51-3222	○
	福山市北部東地域包括支援センター	720-2125	神辺町新徳田二丁目 259	(084) 962-2495	○
	福山市北部東 地域包括支援サブセンター加茂	720-2419	加茂町上加茂 224-1	(084) 972-3124	—
	福山市地域包括支援センターかんなべ	720-2124	神辺町川南 1406-1	(084) 960-3890	○
府中市	府中市地域包括支援センター	726-8601	府川町 315	(0847) 40-0223	○
	府中市地域包括支援センター サブセンター府中	726-8501	鵜飼町 555-3 府中市民病院内	(0847) 46-4117	—
	府中市地域包括支援センター サブセンター上下	729-3431	上下町上下 1013 番地 4 上下 地域共生交流センター内	(0847) 62-2231	—
三次市	三次市地域包括支援センター	728-0013	十日市東三丁目 14-1 三次市福祉保健センター内	(0824) 65-1146	○
庄原市	庄原市地域包括支援センター	727-8501	中本町一丁目 10-1	(0824) 73-1165	○
	庄原市地域包括支援センター 西城サブセンター	729-5742	西城町中野 1339	(0824) 82-2202	—
	庄原市地域包括支援センター 東城サブセンター	729-5121	東城町川東 1175	(08477) 2-5131	—
	庄原市地域包括支援センター 口和サブセンター	728-0502	口和町向泉 942	(0824) 87-2112	—
	庄原市地域包括支援センター 高野サブセンター	727-0402	高野町新市 1171-1	(0824) 86-2115	—
	庄原市地域包括支援センター 比和サブセンター	727-0301	比和町比和 1119-1	(0824) 85-3001	—
	庄原市地域包括支援センター 総領サブセンター	729-3703	総領町下領家 280-1	(0824) 88-3063	—
大竹市	大竹市地域包括支援センター	739-0603	西栄二丁目 4-1	(0827) 53-1165	○
	大竹市認知症対応・玖波地区 地域包括支援センター	739-0651	玖波五丁目 2-1	(0827) 57-7461	○

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予防支援
東広島市	東広島市基幹型地域包括支援センター	739-8601	西条栄町 8-29	(082) 422-1022	○
	東広島市西条北地域包括支援センター	739-0007	東広島市西条土与丸6丁目1-91	(082) 431-6745	○
	東広島市西条南地域包括支援センター	739-0025	東広島市西条中央6丁目31－38	(082) 422-1020	○
	東広島市八本松地域包括支援センター	739-0151	八本松町原5693－3	(082) 420-9717	○
	東広島市志和地域包括支援センター	739-0262	東広島市志和町志和東810－1	(082) 401-4110	○
	東広島市高屋地域包括支援センター	739-2111	東広島市高屋町高屋堀3486	(082) 426-5211	○
	東広島市黒瀬地域包括支援センター	739-2692	黒瀬町丸山 1333	(0823) 82-0203	○
	東広島市北部（福富・豊栄・河内）地域包括支援センター	739-2303	福富町久芳 1545-1	(082) 435-2240	○
	東広島市安芸津地域包括支援センター	739-2402	安芸津町三津４３９８	(0846) 46-1305	○
廿日市市	廿日市市地域包括支援センターはつかいち東部	738-8512	廿日市市新宮 1-13-1 山崎本社みんなのあいプラザ３階	(0829) 30-9158	○
	廿日市市地域包括支援センターはつかいち中部	738-0034	廿日市市宮内 4286-1	(0829) 20-4580	○
	廿日市市地域包括支援センターはつかいち西部	738-0042	廿日市市地御前 1-3-28 学研廿日市市多世代サポートセンター2 階	(0829) 30-9066	○
	廿日市市地域包括支援センターおおの	739-0492	大野一丁目 1-1 大野支所 1 階	(0829) 50-0251	○
	廿日市市地域包括支援センターさいき	738-0292	津田 1989 佐伯支所 1 階	(0829) 72-2828	○
安芸高田市	安芸高田市地域包括支援センター	731-0521	吉田町常友 1564-2	(0826) 47-1132	○
江田島市	江田島市地域包括支援センター	737-2297	大柿町大原 505	(0823) 43-1640	○
府中町	府中町地域包括支援センター	735-0023	浜田本町 5-25 ふれあい福祉センター内	(082) 285-7290	○
海田町	海田町地域包括支援センター	736-0043	海田町栄町５-13	(082) 821-3210	○
熊野町	熊野町地域包括支援センター	731-4292	中溝一丁目 1-1	(082) 820-5615	○
坂町	坂町地域包括支援センター	731-4311	北新地二丁目 3-10	(082) 885-3701	○
安芸太田町	安芸太田町地域包括支援センター	731-3622	下殿河内 236	(0826) 22-2031	○
北広島町	北広島町地域包括支援センター	731-1595	有田 1234	(0826) 72-7352	○
大崎上島町	大崎上島町地域包括支援センター	725-0401	木江 5-9 木江保健福祉センター	(0846) 67-0022	○
世羅町	世羅町地域包括支援センター	722-1192	本郷 947	(0847) 25-0072	○
神石高原町	神石高原町地域包括支援センター	720-1522	小畠 1701	(0847) 89-3377	○

県厚生環境事務所・保健所

所管区域	厚生環境事務所 保健所	郵便番号	所　在　地	電話番号
大竹市 廿日市市	西部厚生環境事務所 西部保健所	738-0004	廿日市市桜尾２丁目 2-68	(0829) 32-1181
安芸高田市 安芸郡 山県郡	広島支所	730-0011	広島市中区基町 10- 52	(082) 513-5521
呉市（一部の事務） 江田島市	呉支所	737-0811	呉市西中央１丁目 3-25	(0823) 22-5400
竹原市 東広島市 豊田郡	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
三原市 尾道市 世羅郡	東部厚生環境事務所 東部保健所	722-0002	尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011
福山市（一部の事務） 府中市 神石郡	福山支所	720-8511	福山市三吉町１丁目 1-1	(084) 921-1311
三次市 庄原市	北部厚生環境事務所 北部保健所	728-0013	三次市十日市東 ４丁目 6-1	(0824) 63-5181

※広島市・呉市・福山市については、保健所の事務は、それぞれの市の保健所で行います。

市保健所・保健センター

広島市・呉市・福山市では、各市が保健所（保健センター）を設置しています。

名　称		郵便番号	所　在　地	電話番号
広島市	中保健センター	730-8565	中区大手町 4-1-1	(082) 504-2528
	東保健センター	732-8510	東区東蟹屋町 9-34	(082) 568-7729
	南保健センター	734-8523	南区皆実町 1-4-46	(082) 250-4108
	西保健センター	733-8535	西区福島町 2-24-1	(082) 294-6235
	安佐南保健センター	731-0194	安佐南区中須 1-38-13	(082) 831-4942
	安佐北保健センター	731-0221	安佐北区可部 3-19-22	(082) 819-0586
	安芸保健センター	736-8555	安芸区船越南 3-2-16	(082) 821-2809
	佐伯保健センター	731-5195	佐伯区海老園 1-4-5	(082) 943-9731
呉　市	呉市保健所	737-0041	呉市和庄 1-2-13	(0823) 25-3532
	西保健センター	737-0041	呉市和庄 1-2-13	(0823) 25-3542
	東保健センター	737-0112	呉市広古新開 2-1-3	(0823) 71-9176
福山市	福山市保健所	720-0032	福山市三吉町南 2-11-22	(084) 928-3421

市町福祉事務所

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
広島市中福祉事務所	730-8565	広島市中区大手町 4-1-1	(082) 504-2568
広島市東福祉事務所	732-8510	広島市東区東蟹屋町 9-34	(082) 568-7725
広島市南福祉事務所	734-8523	広島市南区皆実町 1-4-46	(082) 250-4103
広島市西福祉事務所	733-8535	広島市西区福島町 2-24-1	(082) 294-6109
広島市安佐南福祉事務所	731-0194	広島市安佐南区中須 1-38-13	(082) 831-4939
広島市安佐北福祉事務所	731-0221	広島市安佐北区可部 3-19-22	(082) 819-0575
広島市安芸福祉事務所	736-8555	広島市安芸区船越南 3-2-16	(082) 821-2804
広島市佐伯福祉事務所	731-5195	広島市佐伯区海老園 1-4-5	(082) 943-9725
呉市福祉事務所	737-8501	呉市中央 4-1-6	(0823) 25-3570
竹原市福祉事務所	725-8666	竹原市中央 5-6-28	(0846) 22-2946
三原市福祉事務所	723-8601	三原市港町 3-5-1	(0848) 67-6059
尾道市福祉事務所	722-8501	尾道市久保 1-15-1	(0848) 38-9122
福山市福祉事務所	720-8501	福山市東桜町 3-5	(084) 928-1061
府中市福祉事務所	726-8601	府中市府川町 315	(0847) 44-9149
三次市福祉事務所	728-8501	三次市十日市中 2-8-1	(0824) 62-6146
庄原市福祉事務所	727-8501	庄原市中本町 1-10-1	(0824) 73-1153
大竹市福祉事務所	739-0692	大竹市小方 1-11-1	(0827) 28-6226
東広島市福祉事務所	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	(0824) 22-2111
廿日市市福祉事務所	738-8512	廿日市市新宮 1-13-1	(0829) 30-9150
安芸高田市福祉事務所	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	(0826) 42-5615
江田島市福祉事務所	737-2297	江田島市大柿町大原 505	(0823) 43-1638
府中町福祉事務所	735-8686	安芸郡府中町大通 3-5-1	(082) 286-3159
海田町福祉事務所	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14-17	(082) 823-9220
熊野町福祉事務所	731-4292	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	(082) 820-5614
坂町福祉事務所	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	(082) 820-1505
安芸太田町福祉事務所	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内 236	(0826) 25-0250
北広島町福祉事務所	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	(0826) 72-7352
大崎上島町福祉事務所	725-0401	豊田郡大崎上島町木江 4968	(0846) 62-0302
世羅町福祉事務所	722-1192	世羅郡世羅町本郷 947	(0847) 25-0072
神石高原町福祉事務所	720-1522	神石郡神石高原町小畠 1701	(0847) 89-3335

広島県警

名称	電話番号	所在地
広島県警察本部	(082) 228-0110	広島市中区基町９-42 (ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/)
広島中央警察署	(082) 224-0110	広島市中区基町９-48
広島東警察署	(082) 506-0110	広島市東区二葉の里３丁目4-22
広島西警察署	(082) 279-0110	広島市西区商工センター4 丁目１-３
広島南警察署	(082) 255-0110	広島市南区出汐２丁目4-65
安佐南警察署	(082) 874-0110	広島市安佐南区西原９丁目3-20
安佐北警察署	(082) 812-0110	広島市安佐北区可部４丁目 14-13
佐伯警察署	(082) 922-0110	広島市佐伯区倉重１丁目２６－１
海田警察署	(082) 820-0110	安芸郡海田町つくも町１-45
廿日市警察署	(0829) 31-0110	廿日市市本町１-10
大竹警察署	(0827) 53-0110	大竹市本町１丁目8-10
山県警察署	(0826) 22-0110	山県郡安芸太田町大字加計 3760-1
呉警察署	(0823) 29-0110	呉市西中央２丁目2-4
広警察署	(0823) 75-0110	呉市広大新開１丁目5-6
江田島警察署	(0823) 42-0110	江田島市江田島町中央４丁目 13-1
東広島警察署	(082) 422-0110	東広島市西条昭和町4-11
竹原警察署	(0846) 22-0110	竹原市中央１丁目１-13
福山東警察署	(084) 927-0110	福山市三吉町南２丁目 5-31
福山西警察署	(084) 933-0110	福山市神村町 3106-1
福山北警察署	(084) 962-0110	福山市神辺町大字新道上字３丁目 14
尾道警察署	(0848) 22-0110	尾道市新浜１丁目7-34
三原警察署	(0848) 67-0110	三原市皆実３丁目2-6
府中警察署	(0847) 46-0110	府中市鵜飼町 542-3
三次警察署	(0824) 64-0110	三次市十日市中２丁目 6-6
庄原警察署	(0824) 72-0110	庄原市中本町１丁目 3-8
安芸高田警察署	(0826) 47-0110	安芸高田市吉田町吉田 1204-2
世羅警察署	(0847) 22-0110	世羅郡世羅町大字西上原 427-1

シルバー人材センター

名　　称	郵便番号	所在地	電話番号
公益社団法人広島市シルバー・協同労働センター	730-0005	広島市中区西白島町23-9	(082) 223-1156
公益社団法人呉市シルバー人材センター	737-0077	呉市伏原1丁目4-25	(0823) 21-6611
公益社団法人竹原市シルバー人材センター	725-0026	竹原市中央4丁目7-71	(0846) 22-3331
公益社団法人三原市シルバー人材センター	723-0004	三原市館町2丁目5-2	(0848) 63-2266
公益社団法人尾道市シルバー人材センター	722-0042	尾道市久保町1701-1	(0848) 20-7700
公益社団法人福山市シルバー人材センター	721-0955	福山市新涯町2丁目21-30	(084) 953-5222
公益社団法人府中市シルバー人材センター	726-0033	府中市目崎町352	(0847) 47-6120
公益社団法人三次市シルバー人材センター	728-0016	三次市四拾貫町154-1	(0824) 62-7800
公益社団法人庄原市シルバー人材センター	727-0021	庄原市三日市町20-13	(0824) 72-1135
公益社団法人大竹市シルバー人材センター	739-0623	大竹市小方1丁目20-1	(0827) 57-6100
公益社団法人東広島市シルバー人材センター	739-0015	東広島市西条栄町9-18	(082) 426-4683
公益社団法人廿日市市シルバー人材センター	738-0023	廿日市市下平良1丁目1-5	(0829) 20-1468
公益社団法人安芸高田市シルバー人材センター	731-0544	安芸高田市吉田町多治比611-1	(0826) 42-4411
公益社団法人江田島市シルバー人材センター	737-2122	江田島市江田島町中央1丁目15-15	(0823) 42-5211
公益社団法人府中町シルバー人材センター	735-0013	安芸郡府中町浜田3丁目9-2	(082) 285-0161
公益社団法人海田町シルバー人材センター	736-0051	安芸郡海田町つくも町6-3	(082) 823-2733
一般社団法人熊野町シルバー人材センター	731-4212	安芸郡熊野町初神３丁目24-27	(082) 855-0881
公益社団法人安芸太田町シルバー人材センター	731-3501	山県郡安芸太田町大字加計3838-1	(0826) 22-2410
公益社団法人北広島町シルバー人材センター	731-1533	山県郡北広島町有田1495-1	(0826) 72-8421
大崎上島町シルバー人材センター	725-0231	豊田郡大崎上島町東野2426-1	(0846) 62-3100
公益社団法人世羅町シルバー人材センター	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原123-3	(0847) 22-5160
公益社団法人神石高原町シルバー人材センター	720-1812	神石郡神石高原町油木乙1858	(0847) 89-0121

このガイドブックについてのお問い合せは

広島県　健康福祉局

地域共生社会推進課

〒730-8511　　広島市中区基町 10－52
電　　話　　(082) 513-3198
Ｆ　Ａ　Ｘ　　(082) 502-8744
電子メール　fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp

※県のホームページ(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/)**に掲載しています。**